

災害廃棄物発生量の推計等に係る業務

近江八幡市

目 次

1. 対象災害	1
1.1 自治体の概要	1
1.2 地震被害想定	2
1.3 風水害（洪水）	3
2. 災害廃棄物及びし尿の発生量の推計	4
2.1 災害廃棄物発生量の推計方法	4
2.1.1 地震災害	4
2.1.2 風水害	7
2.2 災害廃棄物発生量の推計結果	10
2.2.1 地震による災害廃棄物発生量の推計	10
2.2.2 風水害による災害廃棄物発生量の推計	12
2.3 し尿発生量の推計	13
2.3.1 推計方法	13
2.3.2 推計結果	13
2.4 片付けごみ発生量の推計（試算）	16
2.4.1 地震災害	16
2.4.2 風水害	18
2.4.3 片付けごみ発生量（試算） 推計結果	19
(参考) 一部損壊の発生原単位の試算	20
1. 一部損壊の定義	20
2. 一部損壊の発生原単位（想定）	20
3. 災害廃棄物の処理可能量の検討	22
3.1 一般廃棄物処理施設の処理能力の検討	22
3.1.1 焼却施設	22
3.1.2 最終処分場	27
3.2 災害廃棄物の処理可能量の検討	30
3.3 塵芥車、し尿収集車の収集運搬台数の試算	32
3.3.1 塵芥車の収集運搬可能台数及び運搬可能量の把握	32
3.3.2 関連車両の不足分の調達の検討	32
4. 仮置場の面積の推計及び仮置場の理想的な配置に係る検討	35
4.1 仮置場に必要な面積の推計	35
4.1.1 推計方法	35
4.1.2 推計結果	44
4.1.3 仮置場候補用地の情報整理	49
4.2 仮置場の理想的な配置に係る検討	50
4.2.1 災害時における家庭系ごみの搬出ルール	50
4.2.2 仮置場の設置に係る検討	51
5. 災害廃棄物処理に係る連携の整理	56
5.1.1 協定内容等の整理	56
5.1.2 締結中の協定の整理	56

1. 対象災害

1.1 自治体の概要

滋賀県中部、琵琶湖東岸に位置する。標高 200m弱から 400m前後の山が点在しているものの、市域の大部分を平地が占める。琵琶湖で最大の島である沖島（有人島）、内湖の干拓地、土砂災害警戒（特別）区域の指定を受けた山裾の集落のほか、農地も多い。住宅地域は、J R 琵琶湖線の 3 つの駅（近江八幡駅、安土駅、篠原駅）周辺や旧市街地に集中している。

西岸断層帯地震は、高島市マキノ町から大津市に至る断層帯での地震とされ、M7.8 程度の地震が発生すると推定されている。また、豪雨や台風による浸水害も多く、土砂崩れ、液状化等の被害が想定されている。



図 1.1.1 近江八幡市

注. …対象地域

出典：地理院地図をもとに作成

1.2 地震被害想定

(1) 地震被害想定

対象地域においては、「南海トラフ巨大地震」によって最大震度 6 強の強い揺れが想定されている。特に、市内中心部において震度 6 強が想定されており、鉄道や近隣の高速道路などの機能に被害が生じ、交通網が寸断される可能性がある。

表 1.2.1 対象地域における想定災害

対象自治体	地震	津波
近江八幡市	南海トラフ巨大地震（震度 6 強）	なし

出典：「滋賀県地震被害想定（訂正版）」（平成 26 年 3 月 26 日、滋賀県）をもとに作成

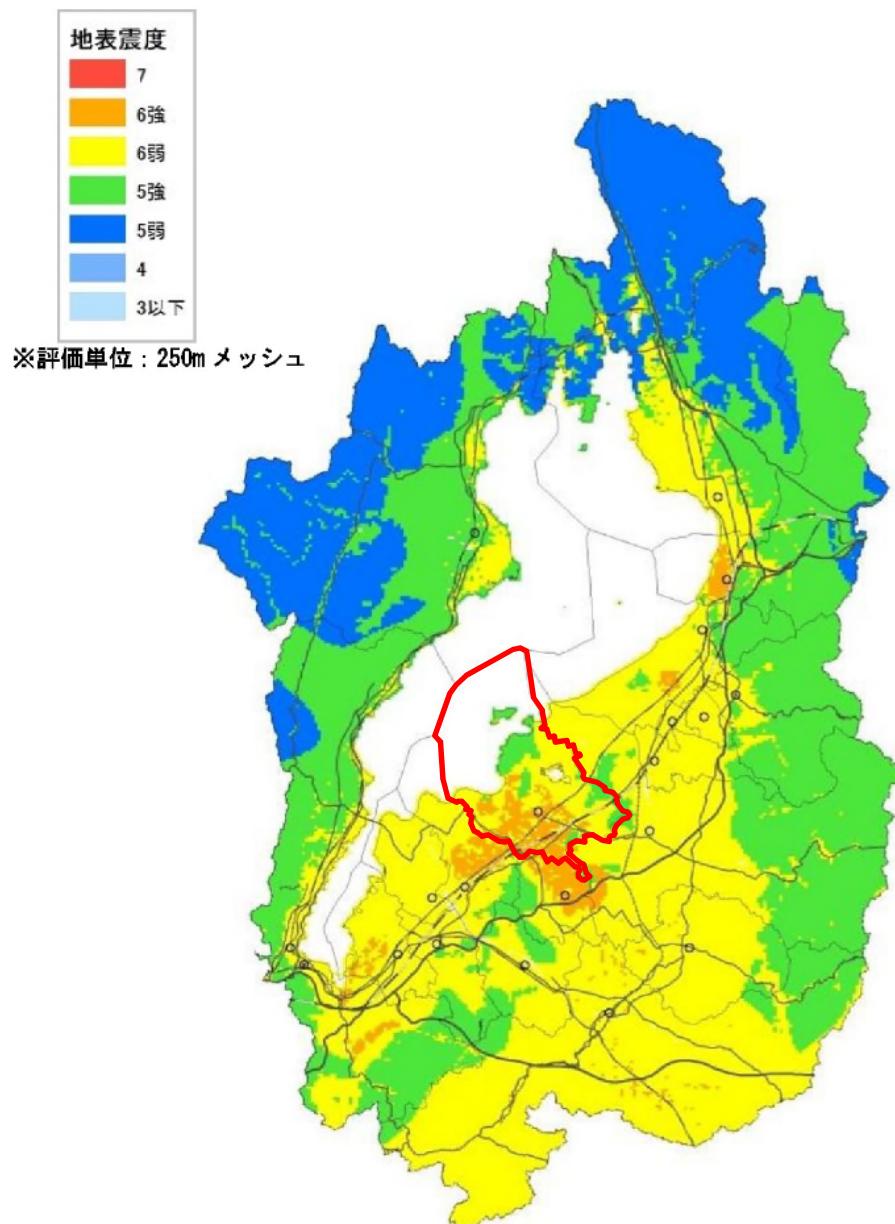


図 1.2.1 地震情報 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）震度分布図

注. … 対象地域

出典：「滋賀県地震被害想定（訂正版）」（平成 26 年 3 月 26 日、滋賀県）をもとに作成

1.3 風水害（洪水）

(1) 浸水想定区域

対象地域においては、市内西部から中心部にかけ琵琶湖による氾濫と日野川の氾濫が想定されている。5.0m以上の浸水も想定されており、浸水範囲も広域に渡ることから、大量の災害廃棄物の排出が想定される。

表 1.3.1 洪水浸水想定区域の計画降雨量等

日野川	浸水想定	淀川水系 日野川洪水浸水想定区域図
	作成者	滋賀県土木交通部河港課
	公表	平成 16 年 5 月 12 日
	洪水規模	日野川流域の 1 日間総雨量 204.8 mm
琵琶湖	浸水想定	淀川水系 琵琶湖洪水浸水想定区域図
	作成者	国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所
	公表	平成 17 年 6 月 10 日
	洪水規模	琵琶湖ピーク水位 B.S.L.+2.5m (明治 29 年 9 月洪水)

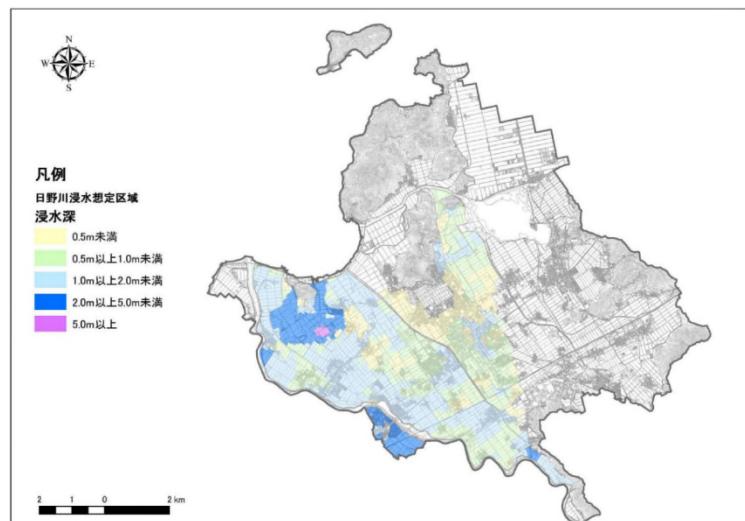


図 1.3.1 日野川浸水想定区域図（日野川）

出典：「近江八幡市地域防災計画」（平成 30 年 3 月、近江八幡市）

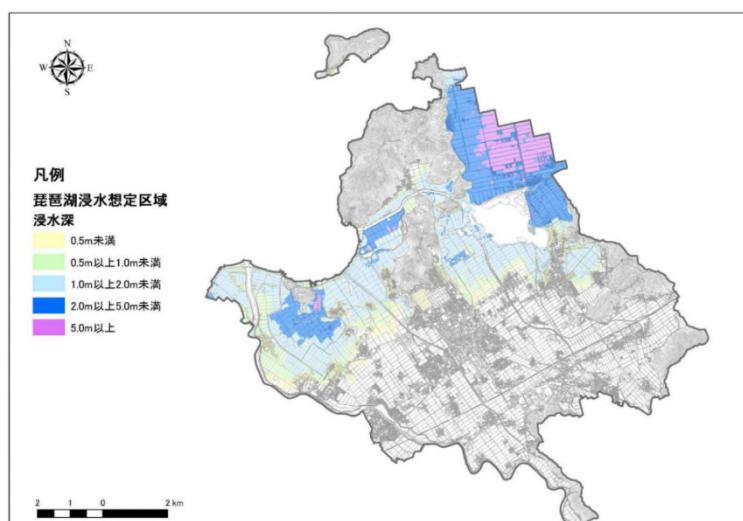


図 1.3.2 琵琶湖浸水想定区域図（琵琶湖）

出典：「近江八幡市地域防災計画」（平成 30 年 3 月、近江八幡市）

2. 災害廃棄物及びし尿の発生量の推計

地震災害及び風水害による被害のうち2種類程度の被害想定を設定し、災害廃棄物（片付けごみ、解体ごみ）及び仮設トイレ等からの汲み取りし尿の発生量を推計する。

表 2.1 検討対象とする災害

	対象被害想定	出典／策定年
地震災害	南海トラフ巨大地震(震度6強) ◎津波：なし	滋賀県地震被害想定（訂正版）／平成26年3月26日
風水害	日野川、琵琶湖の氾濫	近江八幡市地域防災計画／平成30年3月

注. 風水害は、日野川氾濫、琵琶湖氾濫の重ね合わせで検討を実施した

2.1 災害廃棄物発生量の推計方法

2.1.1 地震災害

地震災害による災害廃棄物発生量の算定方法には、地震被害想定等で使用される算定式（以下、「内閣府が示す方式」という。）と、「災害廃棄物対策指針」及び「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ」で示された算定式（以下、「環境省が示す方式」という。）の2つがある。内閣府が示す方式では平均延床面積、構造別全壊棟数が必要であり、災害時のデータ入手が課題となる。なお、滋賀県は内閣府が示す方式で発生量を推計している。以上から、本業務では災害時にデータ入手が比較的容易な「環境省が示す方式」を採用する。参考として、表2.1.1に滋賀県災害廃棄物処理計画による災害廃棄物発生量の推計方法を示す。

表 2.1.1 滋賀県災害廃棄物処理計画による推計方法

項目	内容	
災害廃棄物処理計画策定状況	平成30年3月	
発生量 推計	地震	内閣府が示す方式
	風水害	水害廃棄物対策指針による算出方法

(1) 算定式

【内閣府が示す方式】

- ◆災害廃棄物発生量 (t) = s × q1 × N1
- s : 1棟当たりの平均延床面積（平均延床面積）(m²/棟)
- q1 : 単位延床面積当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）(t/m²)
- N1 : 解体建築物の棟数（解体棟数=構造別全壊棟数・火災焼失棟数）

内閣府が示す方式による算定式は、1棟当たりの平均延床面積(m²)に、建物の構造別(木造、非木造〔鉄筋、鉄骨〕)の発生原単位(t/m²)と解体建築物の棟数(構造別全壊棟数・火災焼失棟数)を掛け合わせて、可燃物及び不燃物の発生量を算定している。

【環境省が示す方式】

◆災害廃棄物発生量 (t) = 建物被害棟数 (棟) × 発生原単位 (t/棟) × 種類別割合 (%)

環境省が示す方式の算定式は、建物被害棟数（全壊棟数+半壊棟数）に1棟当たりから出てくる災害廃棄物発生量の発生原単位と種類別割合を掛け合わせて、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の発生量を算定している。

(2) 発生原単位及び種類別割合

「環境省が示す方式」では、表2.1.2の2種類の発生原単位を設定している。

南海トラフ巨大地震の発生原単位は東日本大震災における災害廃棄物処理の実績などから、首都直下地震の発生原単位は内閣府(2013)による首都直下地震の被害想定に基づいている。同様に、災害廃棄物発生量の種類別割合を表2.1.3のとおり設定している。

総務省統計局による「平成25年住宅・土地統計調査」では、対象地域の住家の構造割合は木造が74% (20,290棟)、非木造が26% (7,250棟)であり、旧耐震基準(昭和56年以前)の建物が木造では36%、非木造では15%を占めている。東日本大震災の被災割合は、木造が85~90%、非木造が10~15%であった。対象地域では、東日本大震災よりは非木造の割合が高いものの、非木造の床面積は首都直下地震で想定されている非木造建物の床面積より小さいと考えられる。そのため、本検討の全壊・半壊の発生原単位ならびに被害区分別の種類割合は、南海トラフ巨大地震の値を適用した。

表2.1.2 被害区分別の発生原単位

被害区分	発生原単位	
	南海トラフ巨大地震	首都直下地震
全壊	117t/棟	161t/棟
半壊	23t/棟	32t/棟
火災焼失	木造	78t/棟
	非木造	98t/棟

注. 全壊・半壊：南海トラフ巨大地震は東日本大震災の処理実績に基づく。首都直下地震は内閣府中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループによる「最終報告(平成25年12月19日公表)」の被害想定から算定

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技1-11-1-1】(平成26年3月、環境省)をもとに作成

表2.1.3 被害区分別の種類別割合

被害区分	種類別割合 (%)					
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	
液状化、 揺れ、津波	南海トラフ巨大地震	18	18	52	6.6	5.4
	首都直下地震	8	28	58	3	3
火災焼失	木造	0.1	65	31	4	0
	非木造	0.1	20	76	4	0

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技1-11-1-1】(平成26年3月、環境省)をもとに作成

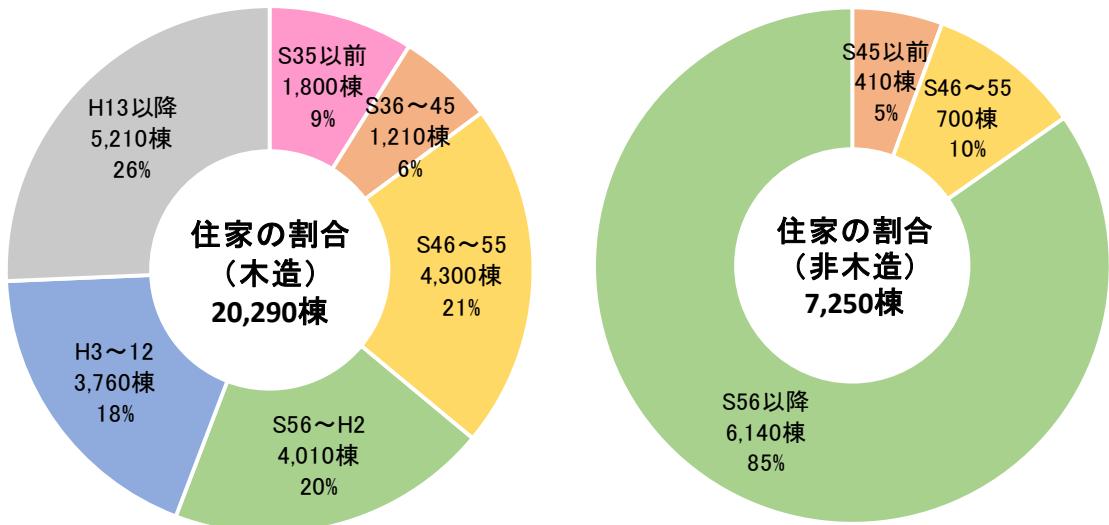


図 2.1.1 対象地域の建築年代

注. 合計には建築の時期「不詳」を含まない

出典：「住宅・土地統計調査」（平成 25 年、総務省統計局）をもとに作成

(3) 平成 29 年度災害廃棄物対策推進検討会における算定方法

環境省による平成 29 年度災害廃棄物対策推進検討会において、地域の床面積を反映する新たな災害廃棄物推計式の検討が行われた。

東日本大震災時の岩手県、宮城県の平均床面積と比べ、近畿地方では木造住宅の平均床面積が狭い。そのため、東日本大震災時の処理実績である原単位（全壊 117t/棟、半壊 23t/棟）と比べ、近畿地方の発生原単位の平均は少し小さくなる（全壊 105t/棟、半壊 21t/棟）。

一方、大阪府においては、非木造住宅の床面積が全国平均の約 1.4 倍であることから、発生原単位は全壊 125t/棟、半壊 25t/棟となる。このように府県ごとに床面積の特性は変化することから、本業務では、この新たな災害廃棄物算定方法を使用し、必要に応じてこれらの知見に対する修正も加えつつ、建物構造を反映した近畿地方における対象地域ごとの災害廃棄物発生量の詳細な推計を行う。

検討会では地震による検討は十分になされているが、風水害においては検討段階であるため、本検討においては地震災害にのみ新算出式を用いて推計を行う。

$$Y = X_1 \times a + X_2 \times a \times b + X_3 \times c + X_4 \times d$$

Y: 災害廃棄物量(t)
Xn: 損壊棟数(添え字1: 全壊、2: 半壊、3: 床上浸水、4: 床下浸水)
a,c,d: 災害廃棄物発生原単位(t/棟)
b: 半壊家屋からのごみ発生率: 0～0.5(-)
※東日本大震災は0.2(処理実績より算出)、熊本地震は0.5(実行計画より算出)

災害廃棄物発生原単位
 $a = a_1 \times A_1 \times r_1 + a_2 \times A_2 \times r_2$

a1: 木造原単位(t/m²) 【木造0.6+α(t/m²)】
※α=過去の処理実績から求まる公物等上乗せ処理量
a2: 非木造原単位(t/m²)【非木造1.2+α(t/m²)】
※α=過去の処理実績から求まる公物等上乗せ処理量

A1: 木造床面積(m²) [=95.4m²(全国平均)固定資産台帳から引用]
A2: 非木造床面積(m²) [=301.4m²(全国平均)固定資産台帳から引用]

r1: 木造被害率(%) 全被害の木造、非木造の内訳
r2: 非木造被害率(%) 東日本大震災: 木造0.85、非木造0.15
・南海トラフ巨大地震の被害想定: 木造0.9、非木造0.1

c: 床上浸水家屋からの災害廃棄物発生原単位(t/棟) [=4.6 t/棟]
d: 床下浸水家屋からの災害廃棄物発生原単位(t/棟) [=0.62 t/棟]

図 2.1.2 検討会で提示された新たな推計式

注. 公物: 道路、港湾、官公署・官公立学校の建物など

出典：「資料 1-1（別添 1）災害廃棄物発生量の推計精度向上の方策検討」（平成 30 年 3 月 6 日、環境省）

2.1.2 風水害

(1) 算定式

風水害は、災害廃棄物対策指針に示された「環境省が示す方式」を採用した。

【環境省が示す方式】

$$\text{◆災害廃棄物発生量 (t)} = \text{建物被害棟数 (棟)} \times \text{発生原単位 (t/棟)} \times \text{種類別割合 (\%)}$$

(2) 発生原単位

災害廃棄物対策指針で示された発生原単位を下表に示す。なお、風水害の被害区分である「床上浸水」及び「床下浸水」による災害廃棄物は、建物解体によるがれき等よりも、浸水に伴う片付けごみと畳・敷物類等からなる。

表 2.1.4 被害区分別の発生原単位

被害区分	発生原単位
全壊	117t/棟
半壊	23t/棟
床上浸水	4.60t/世帯
床下浸水	0.62t/世帯

注. 災害廃棄物対策指針 技術資料において、南海トラフ巨大地震の発生原単位として床上浸水: 4.60t/世帯、床下浸水: 0.62t/世帯が示されている。本検討では風水害による発生原単位として、南海トラフ巨大地震の発生原単位として示されている床上浸水、床下浸水の原単位を採用した

出典: 「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-1-1】(平成 26 年 3 月、環境省) をもとに作成

(3) 風水害による被害区分判定方法

下記の①～②をもとに、風水害の被害区分判定の基準とする浸水深を設定した。

表 2.1.5 被害区分判定の基準とする浸水深

被害区分	浸水深
全壊	2.0m 以上
半壊	1.5m 以上 2.0m 未満
床上浸水	0.5m 以上 1.5m 未満
床下浸水	0.5m 未満

出典: 「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-1-1】(平成 26 年 3 月、環境省) をもとに作成

①災害廃棄物対策指針

災害廃棄物対策指針では、津波による被害として下表に示す区分を示している。

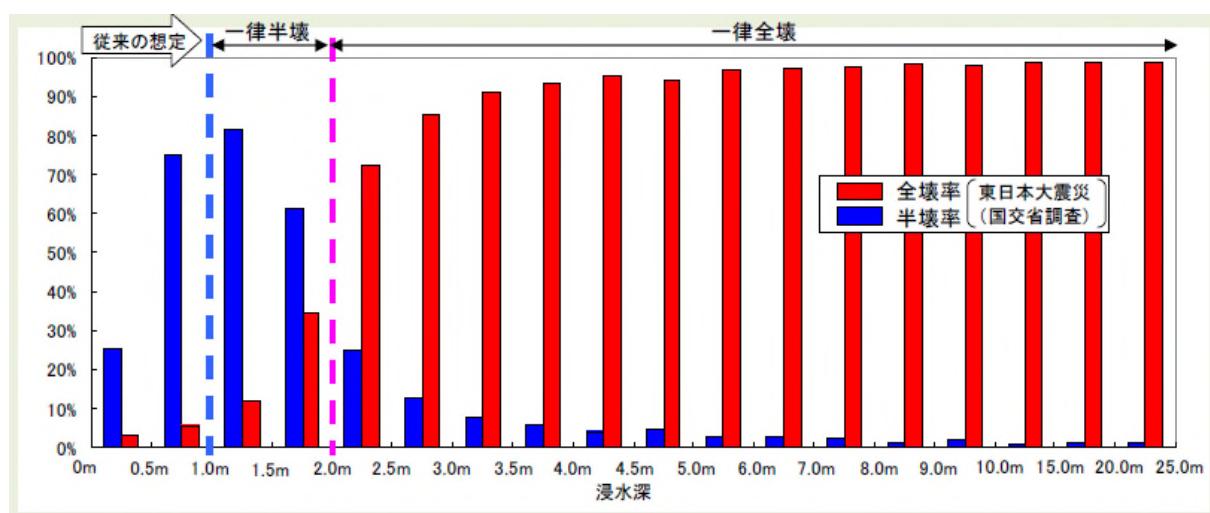
表 2.1.6 浸水深別の被害区分

浸水深	被害区分
1.5m 以上	全壊判定、半壊判定については内閣府（2012）資料に記載の考え方を用いる
0.5m 以上 1.5m未満	床上浸水
0.5m 未満	床下浸水

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-1-1】（平成 26 年 3 月、環境省）をもとに作成

②内閣府（2012）資料

内閣府が平成 24 年 8 月 29 日に発表した「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定の公表について」では、津波による建物被害について、下図に示す内容がまとめられている。



「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」（国土交通省、平成23年8月4日）による浸水深ごとの建物被災状況の構成割合を見ると、浸水深2.0mを超えると全壊となる割合が大幅に増加する（従来の被害想定では浸水深2.0m以上の木造建物を一律全壊としており、全体として大きくは変わらない傾向である）。

図 2.1.3 東日本大震災で得られた全壊棟数と浸水深の関係

出典：「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定の公表について 資料 2-2 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要」（平成 24 年 8 月、内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

（http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html）をもとに作成

(4) 建物被害棟数の推計手順

国土地理院が公表している基盤地図情報の建物データ（平成 29 年 12 月 13 日時点）と対象地域の想定浸水深から、建物被害として、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の被害棟数を推計する。

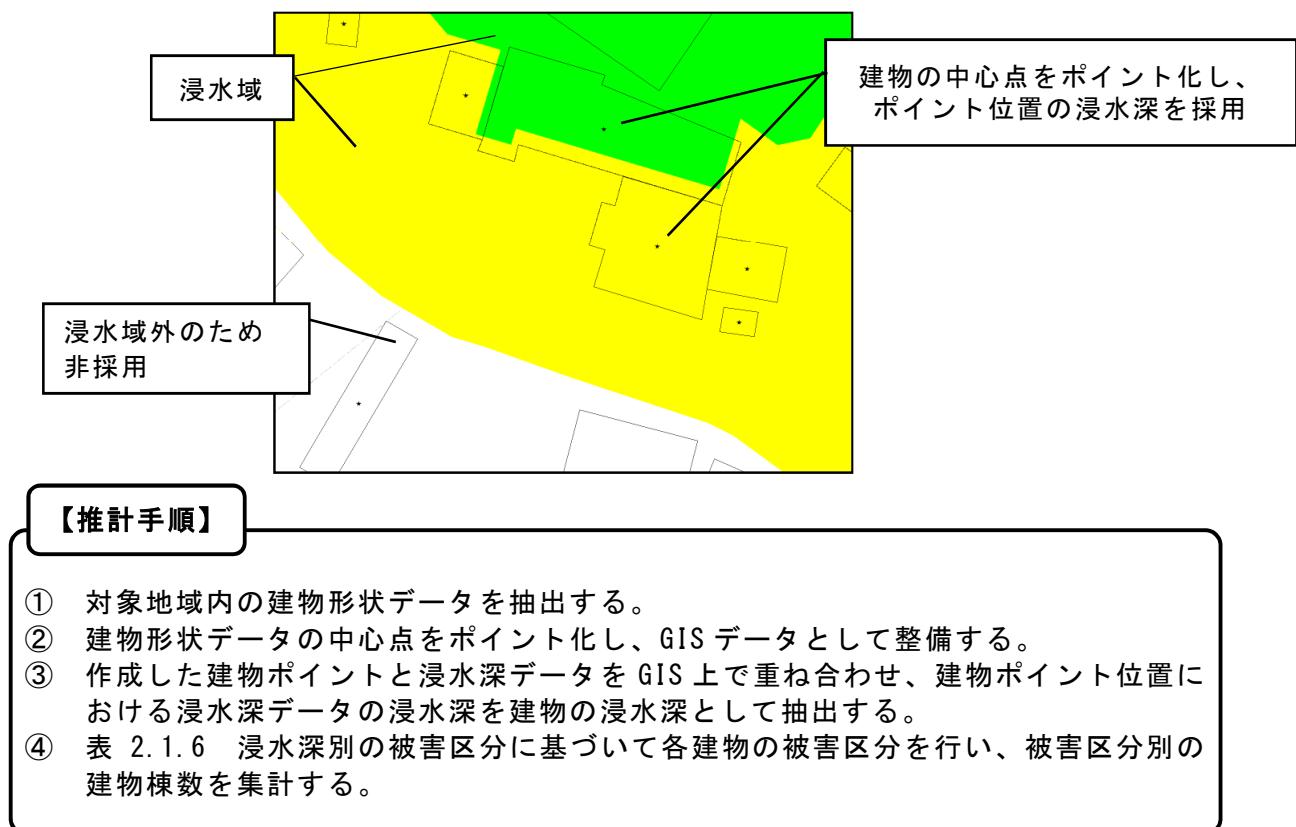


図 2.1.4 被害区分別の建物棟数の推計手順イメージ

2.2 災害廃棄物発生量の推計結果

滋賀県における地震による被害想定の結果のうち、対象地域では津波被害の影響は想定されていないが、周辺府県における被害が大きいことから南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を対象とした。

また、地域内で想定される河川氾濫が発生した場合の災害廃棄物（片付けごみ、解体ごみ）及び仮設トイレ等からの汲み取りし尿の発生量を推計した。

2.2.1 地震による災害廃棄物発生量の推計

(1) 地震災害による被害想定結果

滋賀県が実施した「滋賀県地震被害想定（訂正版）」（平成 26 年 3 月 26 日、滋賀県）による被害想定結果を下表に示す。

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による被害想定結果

災害種別	最大予想震度	建物被害(棟)			
		全壊棟数	半壊棟数	火災焼失棟数	合計
南海トラフ巨大地震	6強	1,456	7,202	375	9,032

出典：「滋賀県地震被害想定（訂正版）」（平成 26 年 3 月 26 日、滋賀県）をもとに作成

(2) 地震災害による災害廃棄物発生量の推計

「環境省が示す方式」に基づいて算出した被害区分別の災害廃棄物発生量及び、種類別の災害廃棄物発生量を下表に示す。

種類別の災害廃棄物発生量は、全壊・半壊を足し合わせた災害廃棄物発生量と、火災焼失による災害廃棄物発生量にそれぞれ表 2.1.3 被害区分別の種類別割合を掛け合わせることで算出した。表 2.2.3 の推計結果が表 2.2.4 の滋賀県災害廃棄物処理計画の推計結果と比べ大きくなる理由は、内閣府が示す方式は半壊棟数を考慮せず算出を行っているためである。

表 2.2.2 被害区分別の災害廃棄物発生量

災害種別	災害廃棄物発生量(千t)				合計
	全壊	半壊	火災焼失	合計	
南海トラフ巨大地震	170.3	165.6	29.3	365.2	

表 2.2.3 種類別の災害廃棄物発生量

災害種別	建物解体由来(千t)					合計
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	
南海トラフ巨大地震	60.5	79.5	183.8	23.3	18.1	365.2

注：種類別の災害廃棄物発生量は表 2.1.3 の種類別割合に基づき算出

表 2.2.4 参考 滋賀県災害廃棄物処理計画による災害廃棄物発生量

災害種別	建物被害棟数			災害廃棄物発生量(千t)		
	全壊棟数	半壊棟数	火災焼失	可燃物	不燃物	合計
南海トラフ巨大地震	1,456	7,202	375	32	146	178

注：「滋賀県災害廃棄物処理計画」は内閣府が示す方式で災害廃棄物発生量を算出

出典：「滋賀県災害廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月、滋賀県）をもとに作成

(3) 平成 29 年度災害廃棄物対策推進検討会の算定方法による試算結果

平成 29 年度災害廃棄物対策推進検討会において検討された算定方法(以下、「新算出式」という。)を用いて災害廃棄物発生量の算出を行った。パラメータの設定パターンを表 2.2.5、設定パターン別災害廃棄物発生量を表 2.2.6 に示す。

発生量として、以下の 3 パターンによる計算結果を示した。

- ・パターン 1：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月、環境省）に示される原単位による発生量（再掲）
- ・パターン 2：新算出式を用いた災害廃棄物対策指針算出式の再現パラメータの設定による災害廃棄物発生量
- ・パターン 3：近年の甚大災害から求まる公物等上乗せ処理量 (α) と半壊率 (b) の設定による災害廃棄物発生量

床面積は住宅・土地統計調査による滋賀県の平均床面積、住宅被害率の内訳は南海トラフ巨大地震の被害想定から木造 90%、非木造 10%とした。

パターン 1、パターン 2 は、パターン 2 の発生量が少ない結果となった。パターン 1 は東日本大震災による原単位であり、岩手県、宮城県の床面積を反映した原単位である。対象地域の床面積は岩手県、宮城県平均の床面積（表 2.2.7）より狭いことから、対象地域の床面積（表 2.2.6）を反映したパターン 2 はパターン 1 と比較して発生量が少なく算出された。

また、パターン 3 は東日本大震災、平成 28 年熊本地震などの近年の甚大災害による処理実績から求まる公物等上乗せ処理量、半壊率を考慮した値である。公物等上乗せ処理量 (α)、半壊率 (b) の値 ($\alpha=0.4$ 、 $b=0.3$) がいずれも東日本大震災処理実績による値 ($\alpha=0.1$ 、 $b=0.2$) を上回るため、パターン 1、2 を上回る発生量となった。

対象地域における甚大災害が発生した際に想定される災害廃棄物発生量は、293～487 千 t の発生量となる。

表 2.2.5 パラメータの設定パターン

パターン		パラメータ	特徴
1	災害廃棄物対策指針による方法(再掲)	全壊:117t/棟 半壊:23t/棟	東日本大震災の実績を考慮
2	災害廃棄物対策指針による方法の再現	$\alpha=0.1$ 、 $b=0.2$	地域性(建物構造別床面積)を考慮 地域の木造面積狭いと発生量は少なく、木造面積が広いと発生量は多い傾向
3	近年の甚大災害による再現値	$\alpha=0.4$ 、 $b=0.3$	甚大災害事例から公物等発生量及び半壊率がパターン2よりも多いため、 発生量が多い傾向

注. α : 近年の甚大災害から求まる公物等上乗せ量、b : 半壊率

表 2.2.6 設定パターン別災害廃棄物発生量

災害種別	被害量(棟)		平均床面積(m ²)		住宅被害率(%)		パターン(千t)		
	全壊	半壊	木造	非木造	木造	非木造	1	2	3
南海トラフ巨大地震	1,831	7,202	93.8	234.9	90%	10%	365	293	487

注. 新算出式においては建物被害による全壊と、火災焼失による建物被害の区別を行っていないため、被害量(棟)における「全壊」は建物被害による全壊棟数と、火災焼失棟数の合計値である

表 2.2.7 参考 岩手県、宮城県の床面積

都道府県名	床面積(m ²)	
	木造	非木造
岩手	108.1	250.7
宮城	94.3	331.2
岩手、宮城平均	101.2	291.0

2.2.2 風水害による災害廃棄物発生量の推計

(1) 風水害による被害想定結果

推計結果は下表のとおりであった。

表 2.2.8 風水害による被害想定結果

災害種別	建物被害(棟)			
	全壊	半壊	床下浸水	合計
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	2,820	12,777	15,484	31,081

注. 浸水想定区域データの浸水深区分では、半壊（1.5m-2.0m）と、床上浸水（0.5m-1.5m）の区分ができないため、危険側にとり0.5m-2.0mを「半壊」とした

(2) 風水害による災害廃棄物発生量の推計

「環境省が示す方式」に基づいて算出した被害区分別の災害廃棄物発生量を下表に示す。

風水害による災害廃棄物発生量は約633千tとなる。

表2.2.2の地震による災害廃棄物発生量推計結果と比較すると、対象地域では、「南海トラフ巨大地震」の約365千tよりも多くの災害廃棄物が発生することが推計された。

また、風水害による災害廃棄物は、被害が全壊・半壊の場合は建物解体による災害廃棄物が発生するが、床上浸水及び床下浸水による災害廃棄物は片付けごみと畳によるものである。そのため、片付けごみと畳以外（建物解体由来のみ）の風水害の種類別の災害廃棄物発生量を、全壊及び半壊による災害廃棄物発生量をもとに算出した。

なお、床下浸水による片付けごみは、「2.4 片付けごみ発生量の推計（試算）」において算出した。

一般的に風水害の災害廃棄物は、漂着した片付けごみ、流木等のほか、浸水により使用できなくなった電気製品や畳、布団などの粗大ごみが発生する。水分を多く含んでおり、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することに留意が必要である。

表 2.2.9 被害区分別の災害廃棄物発生量【風水害】

災害種別	災害廃棄物発生量(千t)				合計
	全壊	半壊	床下浸水		
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	329.9	293.9	9.6		633.4

表 2.2.10 種類別の災害廃棄物発生量【風水害】（建物解体由来のみ）

災害種別	建物解体由来(千t)					
	可燃物 (18%)	不燃物 (18%)	コンクリート がら (52%)	金属 (6.6%)	柱角材 (5.4%)	合計
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	112.3	112.3	324.4	41.2	33.7	623.8

注. 建物解体由来とは、全壊、半壊の災害廃棄物発生量による

注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

2.3 し尿発生量の推計

2.3.1 推計方法

し尿の推計方法には、「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2」（平成 26 年 3 月、環境省）による方法と、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ（案）」（平成 26 年 3 月、環境省巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）（以下、「グランドデザイン」という。）の 2 つの方法があり、本業務では想定避難者数から算出可能なグランドデザインで示された方法に基づいて推計を行う。

【グランドデザイン】

- ◆避難所におけるし尿処理需要量 = ①仮設トイレ需要者数 × ②1人1日当たりし尿排出量
× ③し尿収集間隔日数
- ①仮設トイレ需要者数（人・日） = 地震被害想定等で想定されている避難者数
②1人1日当たりし尿排出量 = 1.7L／人・日
③し尿収集間隔日数 = 3 日

【指針】

- ◆し尿収集必要量 = 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日平均排出量
= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化し尿収集人口)
× ③1人1日平均排出量
- ①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数
避難者数 = 地震被害想定等で想定されている避難者数
断水による仮設トイレ必要人数 = [水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)]
× 上水道支障率 × 1/2*
- 水洗化人口 = (下水道人口、コミュニティープラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)
※「1/2」は、断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち 1/2 の住民と仮定。
- ②非水洗化し尿収集人口 = 汲取人口* - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)
※汲取人口 = 計画収集人口
- ③1人1日平均排出量 = 1.7L／人・日

2.3.2 推計結果

(1) 避難所におけるし尿処理需要量

グランドデザインで示された方法に基づいて、し尿処理需要量を算出した結果を下表に示す。

表 2.3.1 し尿処理需要量

災害種別	避難者数 (人)	1日当たりの し尿排出量 (L/日)	避難所における し尿処理需要量 (L)
南海トラフ巨大地震	10,176	17,299	51,898

注：上記検討では地震被害想定による避難所への避難者数をもとに検討を行っている。風水害の場合、し尿の収集は避難所からのみでなく、浸水により溢れた各戸の汲み取り便槽からも収集する必要があることを考慮する

出典：避難者数…「滋賀県地震被害想定（訂正版）」（平成 26 年 3 月 26 日、滋賀県）

(2) 避難所における仮設トイレ必要設置数検討

①推計方法

各避難所における仮設トイレの必要数を検討する。

災害廃棄物対策指針において仮設トイレ必要設置数の算出方法が検討されている。また、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月、内閣府)等においても仮設トイレ必要設置数に関する考え方方が述べられている。

本検討では指針に基づく方法と内閣府等によって述べられる仮設トイレ必要設置数の考え方を用いて仮設トイレ必要設置数を検討する。

【指針】

◆仮設トイレ必要設置数=仮設トイレ必要人数（避難者数）／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安=仮設トイレの平均的容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画

仮設トイレの平均的容量 :	400 L
し尿の1人1日平均排出量:	1.7 L／人・日
収集計画 :	3日に1回の収集

【「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等による考え方】

◆仮設トイレ必要設置数の考え方

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」では、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合は約20人当たり1基の確保を目安としている。

自治体により、確保可能な災害時用トイレの数は異なる。また、避難者の状況や被害の程度により必要個数が異なる。そのため、本検討では過去の災害による事例をもとに、多少の不足が想定される100人/基から混乱なく使用可能な20人/基を目安として仮設トイレ必要設置数の算出を行った。

災害名	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約20人に1基	混乱なし
阪神・淡路大震災	発災直後は約100人に1基 その後、約75人に1基	100人／基：少し苦情あり 75人／基：ほとんど苦情なし
雲仙普賢岳噴火災害	約120～140人に1基	不足気味

出典：「震災時のトイレ対策」(平成7年、(財)日本消防設備安全センター)、
「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月、内閣府)をもとに作成

②推計結果

南海トラフ巨大地震による避難者数に対する仮設トイレ必要設置数の検討結果を下表に示す。

表2.3.2 南海トラフ巨大地震による避難者数に対する仮設トイレ必要設置数

災害種別	避難者数 (人)	指針 (基)	仮設トイレ使用人数をもとにした 仮設トイレ必要設置数(基)		
			100人/基	75人/基	20人/基
南海トラフ巨大地震	10,176	130	102	136	509

出典：避難者数…「滋賀県地震被害想定(訂正版)」(平成26年3月26日、滋賀県)

③対象地域における各種トイレ保有数

対象地域における各種トイレ保管場所ごとの保有数を整理した。

保管場所の被災があった場合は、保管している各種トイレ等の使用、持ち出しが困難になる可能性がある。

また、発災当初に避難所のトイレが不足する場合や使用が出来ない場合は、民間事業者からの仮設トイレの借用も考えられる。

避難所のトイレが復旧するまでの期間や仮設トイレ設置までの期間、簡易トイレ等を使用することが考えられる。

表 2.3.3 市内各種トイレ等備蓄数

種別	備蓄状況
簡易トイレ	23基
マンホールトイレ	13基
非常用携帯トイレ	2,000個

出典：市提供資料をもとに作成

2.4 片付けごみ発生量の推計（試算）

片付けごみは、2.2に示した災害廃棄物発生量の内数として算出する。

片付けごみとは、災害により発生した廃棄物のうち、全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生する、災害時に破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、家電等を指す。通常の生活ごみや、避難生活者による避難所ごみとは異なる。

発生時期としては、図2.4.1に示すとおり、風水害による片付けごみは、浸水による腐敗等のため、発災直後に多量に排出される傾向があり、地震による片付けごみは風水害と比べ浸水による腐敗等が無いため発災から1箇月程度の間で排出される傾向がある。

片付けごみは発災初期の段階から処理に係るニーズが発生するため、住民への分別方法や排出方法などの広報の徹底や、必要であればボランティアの要請等を行い、滞りなく処理を行う必要がある。

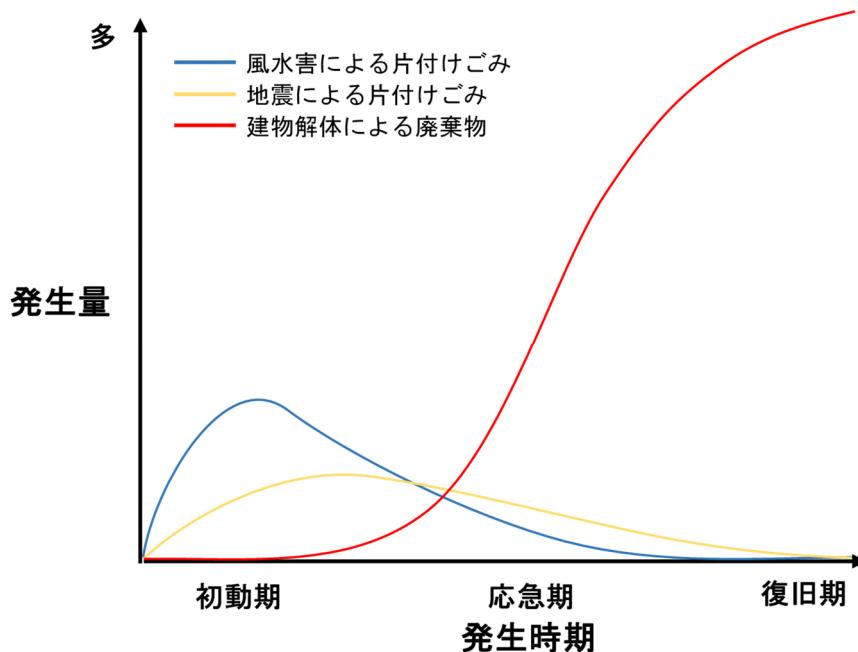


図2.4.1 片付けごみの発生時期イメージ

2.4.1 地震災害

(1) 推計条件

①片付けごみ排出の対象者

地震災害時の片付けごみ量の算出は、当面必要な仮置場の調達等のため、災害発生後に簡便に試算できることが望ましい。

そのため、避難所の最大時の避難者数を災害により自宅が全壊・半壊・一部損壊した被災者ととらえ、最大時避難者数を基本として試算する。避難者の自宅の被害状況は様々であり、発生量の把握は困難であるが、これまでの災害対応からすると、避難者は数日後には避難所から自宅等に通って整理を行うと想定されるため、避難者の最大数=片付けごみの対象の避難者数と想定する。

そのうえで、対象地域の平均世帯人員で除することで、片付けごみの対象世帯数とする。

②1世帯当たりから発生する片付けごみの量

片付けごみの特徴を、風水害と地震で比較した場合、風水害による片付けごみは水分や土砂を含むため、地震による片付けごみと比べ量が多いと推定される。そのため地震による片付けごみは、風水害による床上浸水の発生原単位である 4.6t/世帯より下回ると考えられる。

また、平成 28 年に発生した熊本地震による事例では、集合住宅の片付けごみの平均が約 0.5t/世帯であることが確認されている（なお、一戸建てから発生する、瓦やブロックなど外構等は含まれていない）。

以上より、本検討では片付けごみの発生量に幅を持たせ、下記 2 ケースで検討した。

表 2.4.1 片付けごみの発生想定

ケース	片付けごみ発生想定	発生原単位
1	排出量が最少となる場合：地震災害（集合住宅）	0.5t/世帯
2	排出量が最大となる場合：風水害（床上浸水）	4.6t/世帯

出典：ケース 1…熊本地震の現地調査より原単位を作成、ケース 2…「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-1-1】（平成 26 年 3 月、環境省）をもとに作成

(2) 算定式

地震による片付けごみの発生量は下記の式より算出する。

【片付けごみ発生量】

◆地震による片付けごみ発生量 = ①被災世帯数 × ②発生原単位

①被災世帯数 = 避難者数 ÷ 平均世帯人員

✓ 平均世帯人員：住民基本台帳人口（総務省）をもとに算出

②発生原単位

片付けごみ発生想定ケース	発生原単位
最小	0.5t/世帯
最大	4.6t/世帯

(3) 推計結果

(1)、(2) で示した方法に基づいて地震による片付けごみの発生量を算出した。地震による片付けごみは、対象地域で 2,043～18,799t の発生量となった。

表 2.4.2 片付けごみの発生量

災害種別	避難者数 (人)	平均 世帯人員 (人/世帯)	片付けごみ 世帯数 (世帯)	片付けごみ (t)	
				0.5t/世帯	4.6t/世帯
南海トラフ巨大地震	10,176	2.49	4,087	2,043	18,799

注：平均世帯人員…「平成 30 年 1 月 1 日住民基本台帳人口」（総務省）より算出し、小数第 3 位を切り上げて記載

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

出典：避難者数…「滋賀県地震被害想定（訂正版）」（平成 26 年 3 月 26 日、滋賀県）

2.4.2 風水害

(1) 推計条件

①対象とする被災建物

片付けごみは、風水害により被災した世帯から発生する。被災の程度は、全壊・半壊・床上浸水・床下浸水の4つの段階が想定される。全壊の建物は全量が解体による廃棄物として排出されるため、片付けごみの発生はない想定する。

以上より、本検討では半壊棟数、床上浸水棟数、床下浸水棟数から片付けごみが発生するものとし、その発生量を推計する。

②1世帯当たりから発生する片付けごみの量

災害廃棄物対策指針に示された床上浸水、床下浸水の発生原単位を下表に示す。

また、床上以上の浸水が想定されている半壊の建物からは、床上浸水と同様に発生することを想定し、床上浸水と同じ発生原単位4.6t/世帯を用いることとする。

表 2.4.3 床上浸水、床下浸水の発生原単位

被害想定	発生原単位
床上浸水	4.60t/世帯
床下浸水	0.62t/世帯

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技1-11-1-1】（平成26年3月、環境省）をもとに作成

(2) 算定式

風水害による片付けごみの発生量は下記の式より算出する。

【片付けごみ発生量】

◆風水害による片付けごみ発生量=①被災棟数×発生原単位

- ✓ 被災棟数：半壊棟数、床上浸水棟数、床下浸水棟数
※風水害は1階部分が被災すると想定し、世帯数＝棟数とした
- ✓ 発生原単位

被害想定	発生原単位
半壊	4.60t/棟
床上浸水	4.60t/棟
床下浸水	0.62t/棟

注：半壊は、23t/棟のうち4.6t/棟が片付けごみとして排出されると仮定した

- ✓ 片付けごみ=半壊・床上浸水・床下浸水の建物による片付けごみ発生量

(3) 推計結果

(1)、(2) で示した方法に基づいて風水害による片付けごみの発生量を算出した。風水害による片付けごみは、対象地域で 68,374t の発生量となった。

表 2.4.4 片付けごみの発生量（風水害）

災害種別	被災棟数(棟)		片付けごみ(t)		
	半壊	床下浸水	半壊	床下浸水	合計
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	12,777	15,484	58,774	9,600	68,374

2.4.3 片付けごみ発生量（試算）推計結果

2.4.1、2.4.2において、地震災害、風水害に伴い発生する片付けごみ発生量の推計を行ったが、片付けごみ発生量に関する検討は試算段階であり、下記の問題点がある。

そのため、今後更なる検討が必要である。

●片付けごみ発生量推計における課題

- ・今回の検討では、全壊棟数は建物解体となるため、片付けごみ発生量検討の対象としていない。
- ・避難者の中には全壊家屋の避難者が含まれるため、片付けごみ発生量に含まれてしまう。
- ・避難されていない一部損壊家屋からの片付けごみは、発災直後にその棟数把握が困難であるため、発生量に含まれない。

●発災時のデータの抽出方法に関する統計上の課題

- ・今回の検討において、地震災害では避難者、風水害では半壊、床上浸水、床下浸水の棟数より片付けごみを算出している。
- ・災害時にこれらの数値をいかに早期に収集し、片付けごみ発生量の推計を行うかが課題となる。

(参考) 一部損壊の発生原単位の試算

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年台風第 21 号による住家被害は、一部損壊棟数が 98~99% と非常に多くを占めた。このため、地震災害、風水害による一部損壊による片付けごみ発生量の推計は、今後、重要になると考えられることから、これまでの被災実績をもとに発生原単位の試算を行った。

1. 一部損壊の定義

一部損壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 30 年 3 月、内閣府(防災担当))では、地震災害、風水害(水害)ともに「半壊に至らない、住家の損害割合 20% 未満」とされている。風水害では目安として「床下浸水」が例示されている。

表 1 一部損壊の定義例

一部損壊の定義	出典
半壊に至らない。地震：住家の損害割合 20% 未満、風水害：床下浸水	災害に係る住家の被害認定基準運用指針、平成 30 年 3 月、内閣府(防災担当)
住家が損壊しているが使用できる程度のもの	H30 年 7 月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について(周知)、平成 30 年 8 月 3 日 事務連絡、環境省
屋根の瓦の一部が破損した、外壁の一部が損傷した、窓ガラスが数枚程度割れたなど。損害割合が 20% 未満と自己判定。	建物被害に関する相談、枚方市ホームページ
基礎(基礎部分の総延長の 4 割以下の損傷)、屋根(棟瓦が全面的にずれ、破損、落下し、他の瓦のずれも著しい)、外壁(仕上げの剥離が生じている)が一部損壊した木造住宅など、全壊や半壊に至らないものを「一部損壊」といい、住家の損害割合が 20% 未満であること	被災された住家の被害認定調査を行っています、吹田市ホームページ

2. 一部損壊の発生原単位(想定)

一部損壊の発生原単位は環境省などで定められていない。

地震災害は大阪府北部を震源とする地震における枚方市の事例、平成 28 年 10 月の鳥取県の事例から、一部損壊の発生原単位は 0.03~0.2t/棟と想定した。

風水害は、水害の一部損壊について、前述のとおり、「床下浸水」程度とされていることから、床下浸水の発生原単位である 0.62t/棟と想定した。平成 30 年台風第 21 号における田辺市の事例では約 0.4t/棟であった。

鳥取県、枚方市の事例における種類別割合から、一部損壊の災害廃棄物の内訳は、瓦、コンクリートがら、石膏ボードなどで 70% 前後を占める。

表2 一部損壊の発生原単位（想定）

災害	発生原単位	備考
地震災害	0.03~0.2 t／棟	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部を震源とする地震時の枚方市（住家被害：全壊1棟、半壊10棟、一部損壊5,831棟）の災害廃棄物発生量 約174tが、すべて一部損壊によるものとして原単位を算出（0.03t/棟） 鳥取県中部地震の一部損壊棟数（約15,000棟）の発生量をもとに0.2t/棟と試算（鳥取県は片付けごみの位置づけ）
風水害	0.62 t／棟	<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る住宅の被害認定基準運用指針における設定（一部損壊＝床下浸水）から想定 <p>※平成30年台風第21号による風水害時の田辺市（住家被害：全壊10棟、半壊5棟、一部損壊502棟）の災害廃棄物発生量 約200tが、すべて一部損壊によるものとすると、約0.4t/棟となる。</p>

出典：枚方市事例…枚方市提供資料、鳥取県…「鳥取県災害廃棄物処理計画 資料編」（平成30年4月、鳥取県）、田辺市事例…田辺市提供資料

表3 鳥取県、枚方市における種類別割合
【鳥取県】 【枚方市】

種類	鳥取県		搬入量(t)	種類別割合
瓦	35%	瓦礫類	118.76	67.96%
コンクリートがら	23%	小型家電	0.06	0.03%
石膏ボード混合物	16%	金属類	0.51	0.29%
可燃性粗大ごみ	3%	粗大ごみ	51	29.18%
可燃ごみ	2%	家電4品目	4.43	2.53%
木くず	11%	計	174.76	100.00%
不燃性粗大ごみ	2%			
不燃ごみ	6%			
その他	3%			
計	100%			

注：四捨五入の関係で計は100%にならない

出典：枚方市事例…枚方市提供資料、鳥取県…「鳥取県災害廃棄物処理計画 資料編」（平成30年4月、鳥取県）

3. 災害廃棄物の処理可能量の検討

前章の推計結果に基づく対象地域における災害廃棄物の処理可能量を組成別に推計する。

3.1 一般廃棄物処理施設の処理能力の検討

3.1.1 焼却施設

焼却施設の処理可能量は、施設の稼働年数や処理能力（公称能力）等を考慮した「災害廃棄物対策指針に示された方法」と、施設を最大限活用することを想定した「施設の稼働状況を反映する方法」の2つの方法で算出した。

(1) 施設概要

対象地域内の焼却施設の施設概要は下表のとおりである。

表 3.1.1 施設概要（焼却施設）

施設名	使用開始年度	炉数	処理能力(t/日)	処理方式	炉型式	被災震度	洪水浸水想定(m)
近江八幡市 環境エネルギーセンター	2016	2	76	ストーク式	全連続運転	5強	0

注：施設の被災震度は南海トラフ巨大地震による

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成30年4月10日、環境省）をもとに作成

(2) 推計方法

焼却施設の処理可能量の推計方法を①、②に示す。

①災害廃棄物対策指針の算出方法

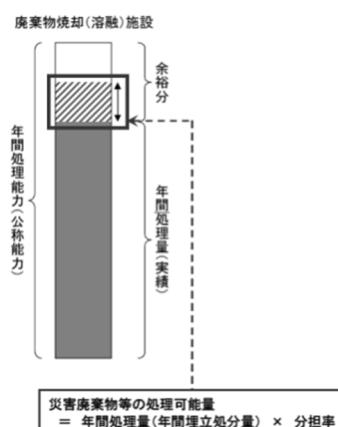
年間処理量（実績）に、分担率を考慮して算出する。分担率は、現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮して災害廃棄物等の受け入れに制約となる可能性のある複数の条件をもとに3段階のシナリオ（安全側となる低位シナリオ、災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、その中間となる中位シナリオ）を設定し、算出する。

【指針】

◆処理可能量 ($t/3$ 年) * = 年間処理量 (実績) × 分担率

*大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量 ($t/3$ 年) について算出する。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は 2.7 年とする。

設定条件	低位 シナリオ	中位 シナリオ	高位 シナリオ	
①稼働年数	稼働年数による施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする。	20 年超の施設を除外	30 年超の施設を除外	制約なし
②処理能力 (公称能力)	災害廃棄物処理の効率性を考え、ある一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力 (公称能力) に対する余裕分の割合	ある程度以上の割合で処理能力に余裕のある施設のみを対象とする。	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし※
④年間処理量の実績に対する分担率	通常時的一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、年間処理量(実績)に対する分担率を設定する。	最大で 5%	最大で 10%	最大で 20%



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-2】（平成 26 年 3 月、環境省）をもとに作成

②施設の稼働状況を反映する算出方法（最大利用方式）

施設の実処理能力等の稼働状況を反映する算出方法は、年間最大処理能力から年間処理量（実績）を差し引くことで算出する。なお、災害廃棄物の処理は、発災後最大で概ね 3 年間の処理となるが、既往処理施設は、被災の状況により、復旧までに時間を要することが懸念される。そのため、稼働日数を減少させて処理可能量を算定した。

【施設の稼働状況を反映する算出方法（最大利用方式）】

◆処理可能量（t/3年） = ①災害時対応余力 × ②年間稼働率 [1年目]
+ 災害時対応余力 × 年間稼働日数 × 2 [2~3年目]

①災害時対応余力（t/年） = 年間最大処理能力（t/年） - 一年間処理実績（t/年）

年間最大処理能力（t/年） = 日処理能力（t/日） × 年間稼働日数（日）

年間稼働日数 = 実稼働日数

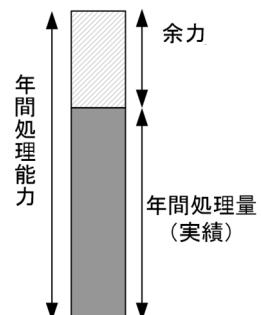
②年間稼働率

施設位置の震度	年間稼働率
震度 6 弱	被災後 1年間は 97%
震度 6 強以上	被災後 1年間は 79%

出典：「災害廃棄物対策指針【技術資料 1-11-2】」

（平成 26 年 3 月、環境省）をもとに作成

③処理期間 = 3 年



(3) 推計結果

焼却施設の処理可能量を下表に示す。

災害廃棄物対策指針の算出方法（高位）では発災後 3 年間で約 7.1 千 t、最大利用方式では発災後 3 年間で約 37.5 千 t の処理可能量が見込まれる。

災害時は、施設の能力、稼働状況を考慮し採用する処理可能量を決定する必要がある。

表 3.1.2 処理可能量（災害廃棄物対策指針の算出方法）

施設名	年間処理量 (実績) (t/年度)	処理能力 (t/日)	処理可能量(t/2.7年)		
			低位	中位	高位
近江八幡市 環境エネルギーセンター	13,095	76	-	3,536	7,071

注：大規模災害を想定し、3 年間処理した場合の処理可能量（t/3 年）について算出するが、事前調整等を考慮し実稼働期間は 2.7 年を設定する

注：通常の処理において処理ができない廃棄物については、広域での処理を検討する必要がある

注：雨や浸水により水を含んだ災害廃棄物を処理した場合、炉の稼働効率が低下する恐れがあるため、広域での処理を検討する必要がある

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 30 年 4 月 10 日、環境省）をもとに作成

表 3.1.3 処理可能量（施設の稼働状況を反映する算出方法（最大利用方式））

施設名	被災震度	日処理能力 (t/日)	年間稼働 日数(日)	年間最大 処理能力 (t/年)	年間処理 実績 (t/年度)	災害時 対応余力 (t/年)	災害時 対応余力 (t/3年)
近江八幡市 環境エネルギーセンター	5強	76	349	26,524	13,095	13,429	37,467

注：施設の被災震度は南海トラフ巨大地震による

注：処理期間は、3 年間処理した場合の処理可能量（t/3 年）について算出するが、事前調整、施設被災等を考慮し実稼働期間は年間稼働率を掛け合わせ設定する

注：通常の処理において処理ができない廃棄物については、広域での処理を検討する必要がある

注：雨や浸水により水を含んだ災害廃棄物を処理した場合、炉の稼働効率が低下する恐れがあるため、広域での処理を検討する必要がある

出典：市提供データ、「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 30 年 4 月 10 日、環境省）をもとに作成

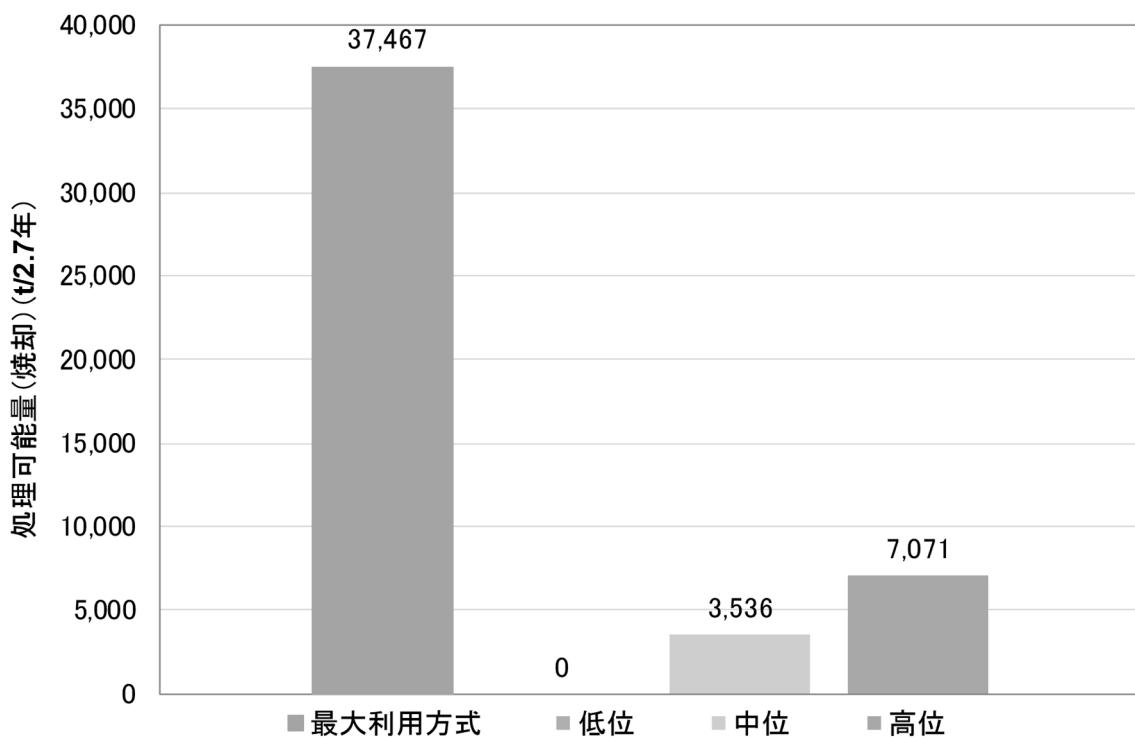


図 3.1.1 一般廃棄物焼却施設処理可能量

(4) 施設受入条件

施設能力を超える廃棄物の受入れは施設の故障等に繋がるため、十分に注意する必要がある。特に災害廃棄物は、通常の体制を超えた搬入が想定されることから、あらかじめ施設の受入条件を周知しておく必要がある。対象地域における焼却施設の受入条件を表3.1.4に示す。

表 3.1.4 受入条件

項目	条件	
種別	燃えるごみ、燃えないごみ、木類(竹・木枝・角材等)	
形状等	燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋に入りきるもので燃やせるもの
	燃えないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋に入りきるもので燃やせないもの
	木類 (竹・木枝・角材等)	<ul style="list-style-type: none"> ・幹の太さ(角材縦横長さ)5cm以内 →指定ごみ袋に入る長さに切り燃えるごみ ・幹の太さ(角材縦横長さ)5cm～15cm以内 →指定ごみ袋に入る長さに切り燃えないごみ ・幹の太さ(角材縦横長さ)15cm以内、長さ2m以内 →直接搬入可能

注. 雨や浸水により水を含んだ災害廃棄物は炉の稼働効率を低下させる恐れがある

出典：市提供資料をもとに作成

(5) 破碎施設

災害時は、通常の焼却施設での処理に加え、破碎施設の使用も考えられる。対象地域で所持している、破碎施設の概要、処理能力を表3.1.5に示す。破碎施設の受入条件は、表3.1.4の受入条件となる。

また、対象地域では可燃処理前の破碎機を備えていないため、破碎の必要のない可燃ごみの大きさ等の規格を設定し、市民等の排出者側で分別の徹底を行っている。なお、規格外の木くず等の破碎処分事業者について表3.1.6へ整理した。

表3.1.5 破碎施設概要

施設名称	破碎施設概要		処理能力 (t/日)
近江八幡市環境エネルギーセンター	破碎処理	不燃・粗大ごみ	8.17
	リサイクル	空き缶	0.6
		ペットボトル	0.87
		保管設備	6.71
		合計	16.35

注.畳の処理は可能である

出典：市提供資料をもとに作成

表3.1.6 破碎処理委託事業者

事業者名	事業所所在地	基数	処理能力 (t/日)	指定品目
株式会社高山	近江八幡市牧町2165番地	1	4.8	木、竹、草、水草、藻
ツチダ開発株式会社	近江八幡市長光寺町951番地10	1	135	木くず

出典：市提供資料をもとに作成

3.1.2 最終処分場

最終処分場の処理可能量は、「災害廃棄物対策指針の算出方法」と施設の残余容量に合わせた「施設の稼働状況を反映した方法」の2つの方法で算出した。

(1) 施設概要

対象地域内の最終処分場の施設概要を下表に示す。

表 3.1.7 施設概要（最終処分場）

施設名	埋立開始年度	埋立終了予定	処分場の現状	被災震度	洪水浸水想定(m)
近江八幡市立一般廃棄物最終処分場	1999	2038	埋立中	6強	2.0~5.0m

注：施設の被災震度は南海トラフ巨大地震による

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成30年4月10日、環境省）

(2) 推計方法

最終処分場の処理可能量の推計方法を①、②に示す。

①災害廃棄物対策指針の算出方法

年間処理量（実績）に、分担率を考慮して算出する。分担率は、現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮して災害廃棄物等の受け入れに制約となる可能性のある複数の条件をもとに3段階のシナリオ（安全側となる低位シナリオ、災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、その中間となる中位シナリオ）を設定し、算出する。

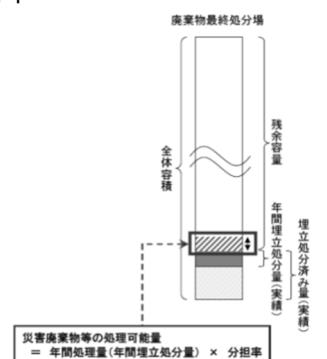
【指針】

◆埋立処分可能量（t/2.7年）＝年間埋立処理量（実績）×分担率

表 一般廃棄物最終処分場の処理可能量試算のシナリオ

設定条件	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：「災害廃棄物対策指針【技術資料1-11-2】」
(平成26年3月、環境省)

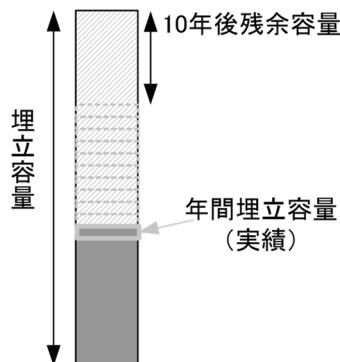


②施設の稼働状況を反映した方法（最大利用方式）

残余容量から年間埋立処分量（実績）の10年分を差し引くことにより算出する。

【施設の稼働状況を反映する算出方法（最大利用方式）】

- ◆10年後残余容量 (m^3) = ①残余容量 (m^3) - ②年間埋立容量 ($m^3/\text{年}$) × 10年
- ◆10年後残余容量 (t) = 10年後残余容量 (m^3) × ③不燃物の単位体積重量
- ①残余容量 (m^3)：現時点での残余容量
- ②年間埋立容量 (m^3)：現時点での年間埋立量
- ③不燃物の単位体積重量 = 1.5 (t/ m^3)



(3) 推計結果

最終処分場の処理可能量を表3.1.8、表3.1.9に示す。

災害廃棄物対策指針の算出方法（高位）では発災後3年間で約5.2千t、最大利用方式では発災後10年間で約90.3千tの処理可能量が見込まれる。

災害廃棄物対策指針による算出方法では、対象地域内の最終処分場は被災状況等により低位・中位・高位シナリオの3種から処理可能量を選択し処理を行うことが可能である。

表3.1.8 処理可能量（災害廃棄物対策指針の算出方法）

施設名	埋立容量 (覆土を含む) ($m^3/\text{年度}$)	残余容量 (m^3)	処理可能量(t/2.7年)		
			低位	中位	高位
近江八幡市立 一般廃棄物最終処分場	3,198	92,168	1,295	2,590	5,181

注：大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量(t/3年)について算出するが、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年を設定する

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成28年度調査結果）」（平成30年4月10日、環境省）

表3.1.9 処理可能量（施設の稼働状況を反映する算出方法（最大利用方式））

施設名	埋立終了 予定	埋立容量 (覆土を含む) ($m^3/\text{年度}$)	残余容量 (m^3)	10年後残余容量 (最大利用方式) (m^3)	10年後残余容量 (最大利用方式) (t)
近江八幡市立 一般廃棄物最終処分場	2038	3,198	92,168	60,188	90,282

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成28年度調査結果）」（平成30年4月10日、環境省）

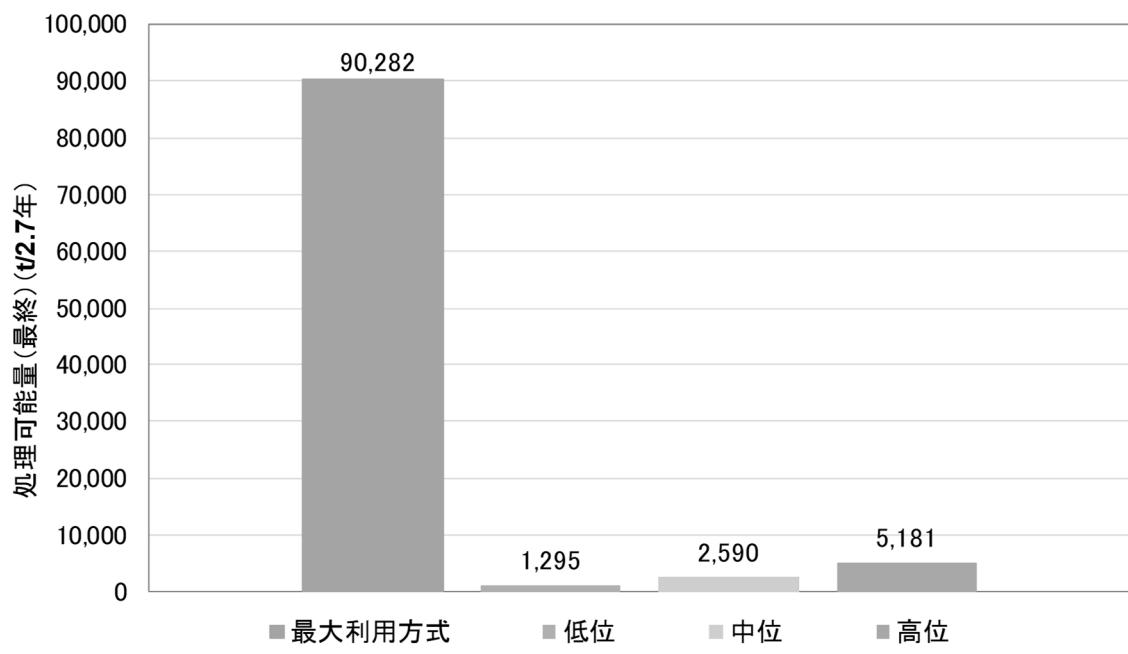


図 3.1.2 一般廃棄物最終処分場処理可能量

3.2 災害廃棄物の処理可能量の検討

「南海トラフ巨大地震」ならびに風水害による災害廃棄物発生量の災害廃棄物処理フローを示す。

発生した可燃物から焼却施設による余力、発生した不燃物から最終処分場による余力を差し引いた災害廃棄物発生量が対象地域内で処理ができず広域処理が必要な量となる。

【南海トラフ巨大地震】

一般廃棄物処理施設を活用した場合、可燃物の 23.0 千 t について広域処理等の検討が必要である。

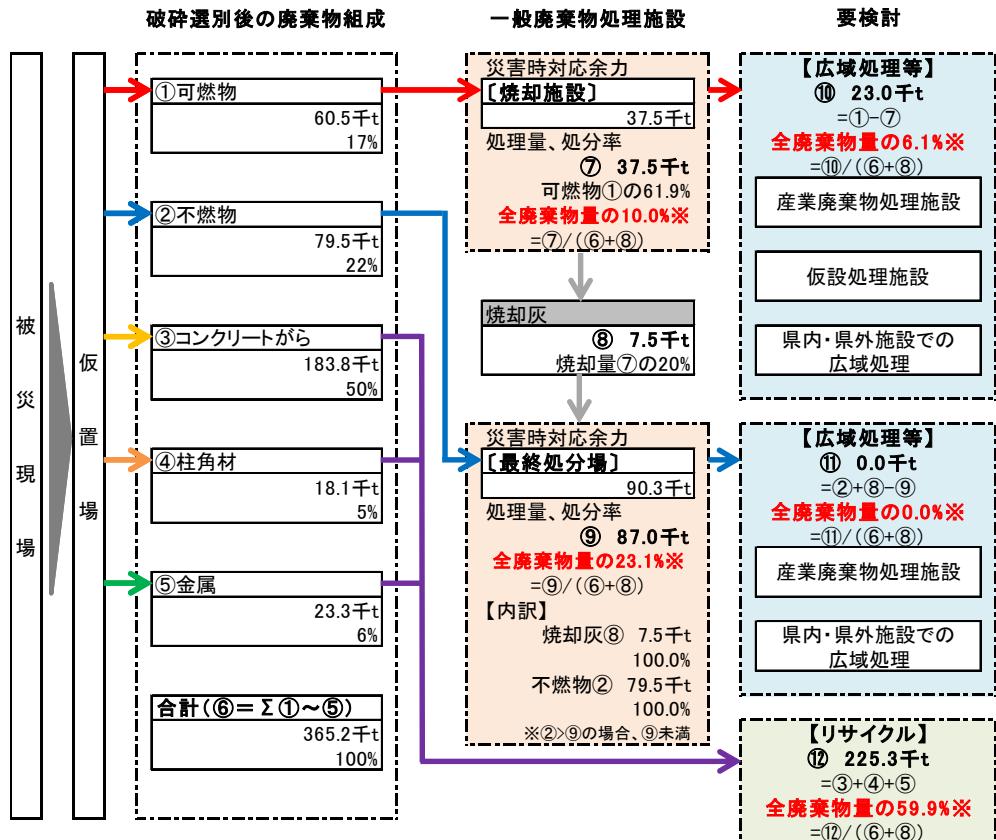


図 3.2.1 南海トラフ巨大地震の災害廃棄物処理フロー

- 注. 通常の処理において処理ができない廃棄物については、広域での処理を検討する必要がある
- 注. 雨や浸水により水を含んだ災害廃棄物を処理した場合、炉の稼働効率が低下する恐れがあるため、広域での処理を検討する必要がある
- 注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

表 3.2.1 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先【南海トラフ巨大地震】

破碎選別後の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬 出 先
可燃物	60.5	37.5 千 t を焼却施設で処理可能 23.0 千 t の処理・処分方法について、広域処理等を検討
不燃物	79.5	全量を最終処分場で処理
コンクリートがら	183.8	全量を再生資材として活用
柱角材	18.1	全量を木質チップとし、燃料もしくは原料として売却
金属	23.3	全量を金属くずとして売却

【風水害】

一般廃棄物処理施設を活用した場合、可燃物の 74.8 千 t、焼却灰を含む不燃物 29.5 千 t の処理について広域処理等の検討が必要である。

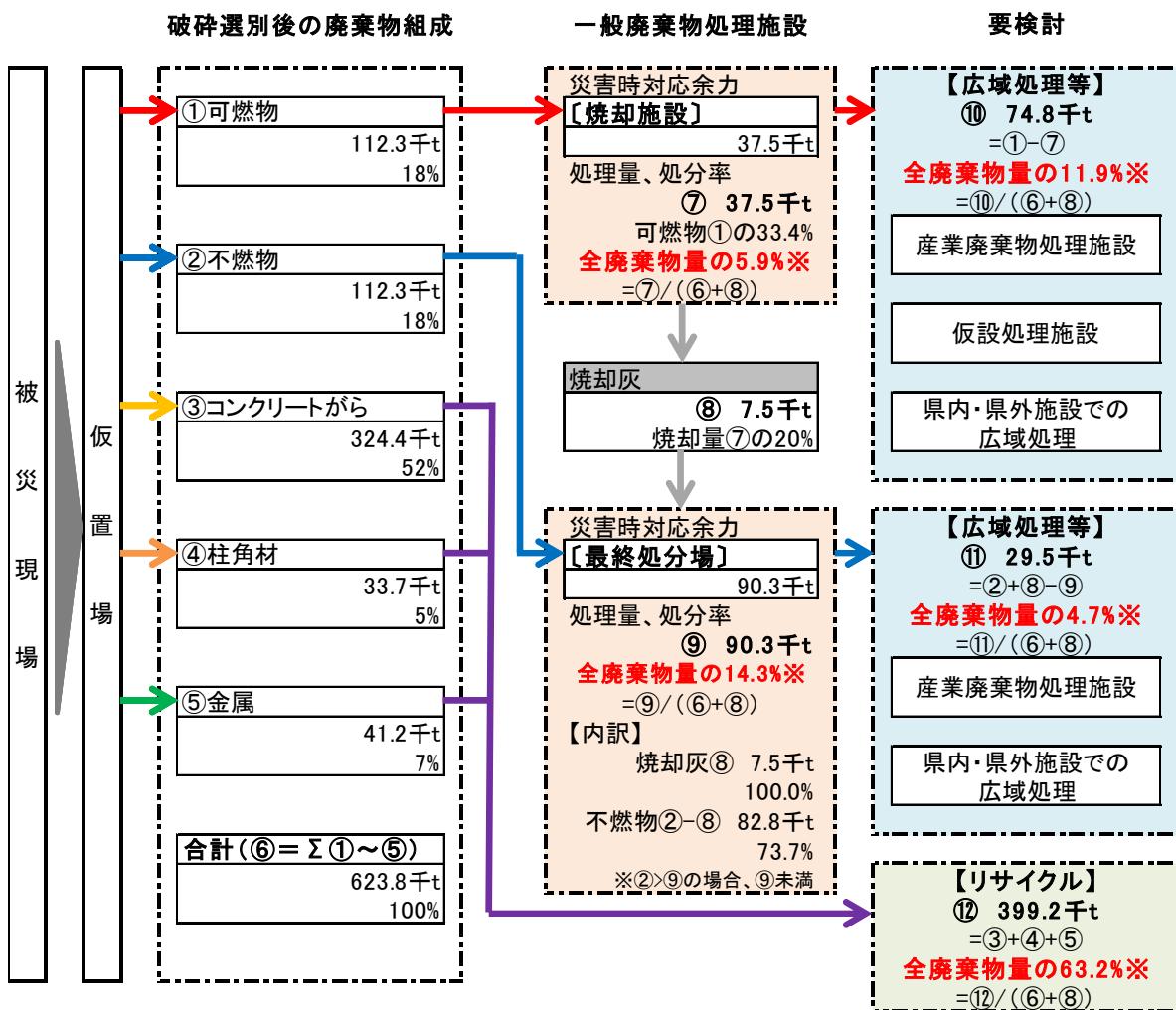


図 3.2.2 風水害の災害廃棄物処理フロー

- 注. 破碎選別後の廃棄物組成の合計は建物解体由来のみ
- 注. 通常の処理において処理ができない廃棄物については、広域での処理を検討する必要がある
- 注. 雨や浸水により水を含んだ災害廃棄物を処理した場合、炉の稼働効率が低下する恐れがあるため、広域での処理を検討する必要がある
- 注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

表 3.2.2 破碎選別後の災害廃棄物の搬出先【風水害】

破碎選別後の廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	112.3	37.5千tを焼却施設で処理可能 74.8千tの処理・処分方法について、広域処理等を検討
不燃物	112.3	焼却灰7.5千tと合わせ、29.5千tの処理・処分方法について、広域処理等を検討
コンクリートがら	324.4	全量を再生資材として活用
柱角材	33.7	全量を木質チップとし、燃料もしくは原料として売却
金属	41.2	全量を金属くずとして売却

3.3 塵芥車、し尿収集車の収集運搬台数の試算

3.3.1 塵芥車の収集運搬可能台数及び運搬可能量の把握

(1) 運搬可能量

塵芥車（ごみ収集車）の積載重量を勘案して災害廃棄物を分別収集するには、積載重量別のごみ収集車のリストの作成と、積載重量を勘案した災害廃棄物の分別が必要である。

対象地域では直営車両を保有していないため、委託・許可業者による収集運搬を検討する必要がある。

(2) 各施設及び委託先の災害リスク

各施設（委託・許可含む）の車両保管場所と、南海トラフ巨大地震時の震度分布図及び、液状化想定区域図、風水害時の洪水浸水域図をもとにハザード別保有台数を検討した。

対象地域の車両総台数 105 台（塵芥用車両：67 台、し尿収集車両：37 台、その他：1 台）のうち、震度 6 弱以上の地域で塵芥車は 68 台、し尿は 47 台であった。液状化危険度が中以上のエリアに含まれる車両台数は塵芥車が 63 台、し尿が 47 台であった。洪水浸水想定区域では、塵芥車 63 台、し尿 47 台が区域に含まれる。

3.3.2 関連車両の不足分の調達の検討

(1) 各施設及び許可業者の車両保有台数及び保管場所

①塵芥用車両

対象地域の委託・許可業者の車両保有台数は、パッカー車が 44 台と最も多く、平ボディ 18 台、ダンプ 3 台など計 67 台であった。

総重量は、パッカー車 127.0t、平ボディ 26.5t、ダンプ 4.4t など計 161.7t であった。

②し尿処理

し尿処理の車両は、委託・許可業者 4 事業者で 37 台、最大積載量は 178.2t であった。また、第 1 クリーンセンターでし尿の処理が行われている。

表3.3.1 し尿処理施設の概要

項目	概要
施設名	第1クリーンセンター
所在地	近江八幡市津田町18番地3
処理方式	下水投入、その他
処理能力(KL/日)	100
稼働日数	365
汚泥処理設備	脱水
運転管理体制	委託
受入種別	し尿・浄化槽汚泥

出典：一般廃棄物処理実態調査、市提供資料をもとに作成

(2) 関連車両の不足分の調達の検討

① 必要運搬回数の検討

災害廃棄物の運搬を地域内のダンプ等 23 台 (35t) で行う場合、南海トラフ巨大地震時の災害廃棄物発生量約 365 千 t では、運搬回数が 2 往復/日の場合でも 3,578 日の運搬が必要である。風水害の場合は、災害廃棄物発生量約 633 千 t に対して、7,286 日 (2 往復/日) の運搬が必要である。

し尿は、3 日間の避難所避難者のし尿処理発生量 51,898L に対して、対象地域内のし尿処理運搬車 37 台 (178t) で行う場合、約 1 日で運搬が可能である。

以上から、災害廃棄物の運搬には、対象地域内のダンプ等の保有台数では運搬量が圧倒的に不足することから、広域連携による運搬車の調達が必要である。

本検討は災害廃棄物発生量に対する運搬対象量、運搬回数の検討のみを行っている。実際の災害廃棄物の運搬においては、被災現場から仮置場への搬出、仮置場から処理施設への搬出など、搬出経路により運搬回数は増加する。そのため、発災時には本検討結果より運搬回数が増大する可能性がある。

表 3.3.2 運搬回数の試算

【災害廃棄物】

		南海トラフ 巨大地震	日野川・琵琶 湖の氾濫
運搬対象量(t)	A=①+②	248,303	505,662
災害廃棄物発生量(t)		365,229	633,411
可燃物・不燃物以外	①	225,264	408,839
可燃物・不燃物	②=③+⑥	23,039	96,823
可燃物	③=④-⑤	23,039	74,819
災害廃棄物発生量(t)	④	60,505	112,286
災害時対応余力(t/3年)(焼却施設)	⑤	37,467	37,467
不燃物	⑥=⑦-⑧	0	22,004
災害廃棄物発生量(t)	⑦	79,459	112,286
災害時対応余力(t)(最終処分場)	⑧	90,282	90,282
ダンプ等	最大積載量(t)	⑨	35
	台数		23
運搬回数	1回/日	A÷⑨	7,156
	2回/日	A÷⑨÷2	3,578
			7,286

注. 運搬回数 = 災害廃棄物発生量 ÷ 最大積載量 ÷ 1 日当たり運搬回数

注. 最大積載量(t)=総重量(t) で換算

注. ダンプ等…委託の軽ダンプ、ダンプ、コンテナ、ウイング、平ボディ

【し尿】

		し尿
避難所のし尿処理発生量(L/3日)	近江八幡市	51,898
	t 換算 ①	52
し尿収集車	最大積載量(t)	②
	台数	37
運搬回数	1回/日	①÷②
		0.3

注. 運搬回数 = 避難所のし尿処理発生量 ÷ 最大積載量 ÷ 1 日当たり運搬回数

注. し尿最大積載量 1kg=1L で換算

②平時の収集体制を考慮した運搬対象量の検討

対象地域では、平時のごみ収集体制として全体平均で廃棄物 4.8 回（往復）/日で収集を行っている。

災害時においても、まずは通常の体制での収集運搬を実施する。

算出した 1 日当たりの必要運搬回数（③）から平時の平均収集運搬回数（④）を差し引いて、対象地域内の運搬車両以外で運搬が必要な運搬回数（残回数）（⑤）、運搬対象量⑥を整理した。

■算出手順

- ・表 3.3.2 で算出した運搬回数をもとに、3 年以内に処理を完了としたときの 1 年間の運搬回数（②）、1 日当たりの運搬回数（③）を算出
- ・1 日当たりの運搬回数（③）から、平時の収集運搬回数（④）を差し引き、対象地域内の運搬車両以外で運搬が必要な運搬回数（残回数）（⑤）を算出
- ・算出した運搬回数（残回数）（⑤）に対象地域の最大積載量を掛け合わせ残りの運搬対象量（t/日）（⑥）を算出

対象地域における運搬対象量から平時の収集体制で収集を行った場合、広域連携による運搬車両で必要な運搬対象量（t/日）（⑥）は南海トラフ巨大地震による発生量では 77t/日、風水害による発生量では 320/日となった。

広域連携により運搬車両を調達する際は、3 年以内に処理を完了とした場合の 1 日に必要な残り運搬対象量を参考に、運搬可能な積載量の車両を調達する必要がある。

表 3.3.3 平時の平均収集運搬回数（回（往復）/日）

形態	地域	収集回数		合計
		廃棄物（可燃）	廃棄物（不燃）	
委託	近江八幡	4.3	1.4	5.7
	安土	2.8	1.0	3.8
	平均	3.6	1.2	4.8

注：近江八幡地域…旧近江八幡市の区域

安土地域…旧安土町の区域

表 3.3.4 広域連携による必要運搬回数、運搬対象量

対象災害	①必要運搬回数 (1回/日)	②3年で完了 (回/1年)		④平時の平均収集運搬回数 ⑤=③-④	⑥残り運搬対象量 (t/日)
		②3年で完了 (回/1年)	③(回/日)		
南海トラフ巨大地震	7,156	2,386	7	4.8	2
日野川・琵琶湖の氾濫	14,572	4,858	14		9
					320

4. 仮置場の面積の推計及び仮置場の理想的な配置に係る検討

災害廃棄物発生量の推計結果に基づき、仮置場の面積を推計するとともに、自治体の通常時の廃棄物の分別ルールで運用することを念頭に置き、仮置場における理想的な分別種類と配置を明らかにする。

4.1 仮置場に必要な面積の推計

4.1.1 推計方法

本検討では、次の4ケースに分けて仮置場必要面積の算出を行った。

それぞれの算出方法は、(1)以降に示した。

- ①災害廃棄物対策指針の推計方法（処理期間2.5年、積上げ高5m、解体期間未設定）
- ②被災建物の解体期間を考慮し、解体・処理期間を考慮した推計方法
- ③②の仮置場高さ2m、底面積5,000m²として推計する方法
- ④「片付けごみ」（仮置場高さ2m、底面積200m²）と「建物解体」（仮置場高さ5m、底面積5,000m²）を時期別に考慮した仮置場の必要面積の推計方法

表4.1.1 仮置場必要面積の推計ケース

	解体・処理期間を考慮	積上げ高(m)	底面積(m ²)	仮置場の種類
ケース1	処理期間2.5年	5	—	災害廃棄物全量
ケース2	解体期間1~2年、一次仮置場での処理期間1.5~2.5年	5	5,000	
ケース3		2	5,000	
ケース4		2	200	片付けごみ
		5	5,000	建物解体ごみ

注：ケース4は、仮置場を発災直後に必要な片付けごみ、約3箇月後から急増する解体ごみを分けて仮置場必要面積を考えた場合の推計を行った

災害廃棄物処理の流れと、本検討における仮置場面積推計ケースの関係性のイメージを次の図に示した。

ケース1は、災害廃棄物の全量を1箇所に集積した場合に必要な仮置場面積であり、仮置場必要面積の最大面積が把握可能である。

ケース2は、災害廃棄物が建物解体由来のみと想定した場合に、被災現場から一次仮置場、一次仮置場から二次仮置場に順次搬入する実態を考慮したものであり、一次仮置場面積と、二次仮置場面積を個別に算出する。

ケース3は、ケース2と同様であるが、仮置場の積み上げに使用する重機が調達できない場合を想定し、積上げ高さを2mに設定して算出する。

ケース4は、災害廃棄物発生量を災害直後から発生する片付けごみ由来の発生量と約3箇月後から発生する建物解体由来を区分してそれぞれ仮置場必要面積を算出する。

自治体が仮置場候補地の面積の過不足を検討する場合は、一次仮置場は仮置場候補地の総面積との比較、二次仮置場は最大の面積をもつ候補地と比較することになる。

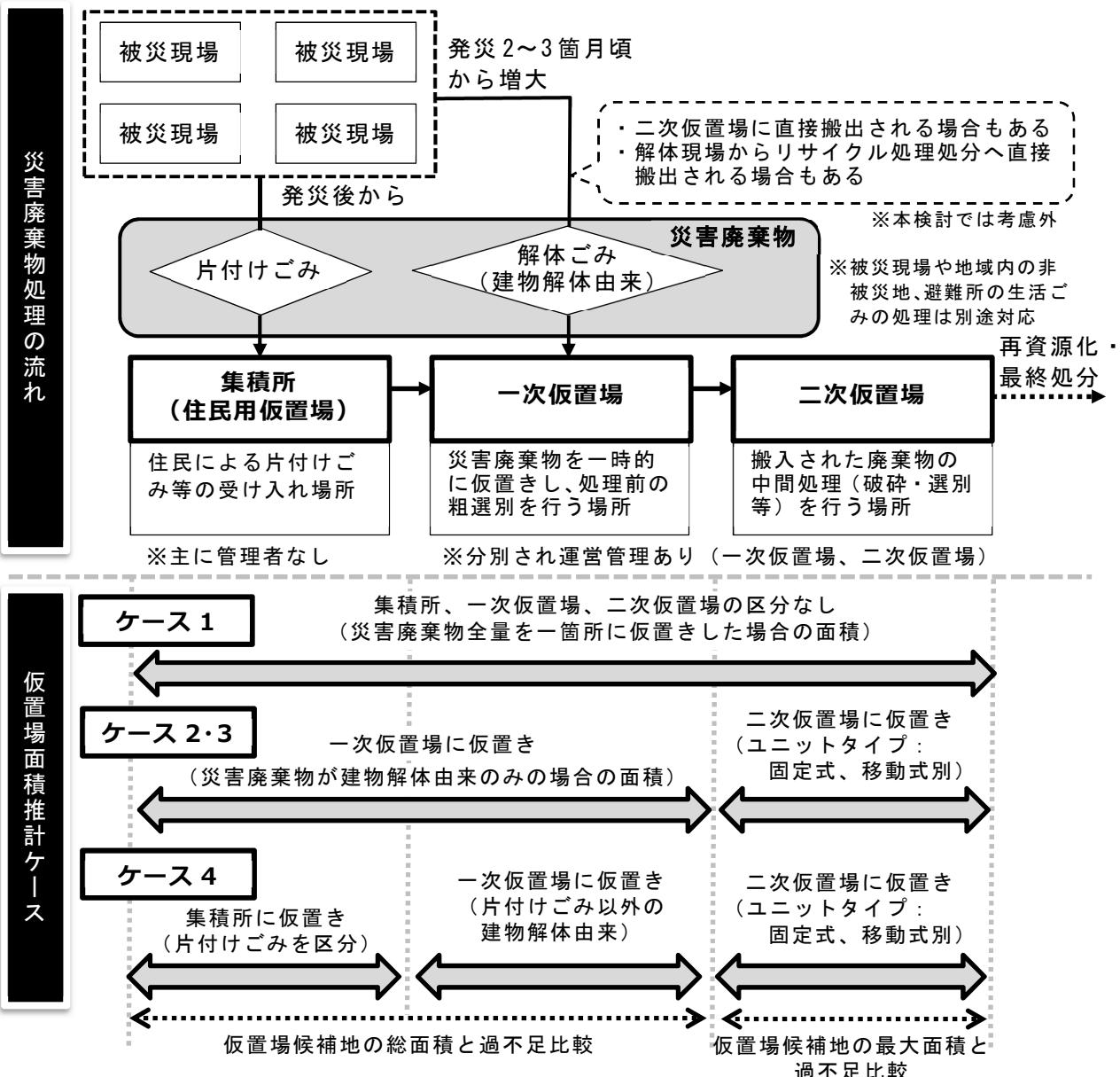


図 4.1.1 仮置場面積の検討ケースのイメージ

(1) 災害廃棄物対策指針の処理期間（2.5年）による推計方法（ケース1）

仮置場に必要な面積の推計方法は、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-4】」において、処理期間を2.5年とした以下の算定式が示されている。

【指針】

- ◆仮置場必要面積=①集積量÷②見かけ比重÷③積み上げ高さ×(1+④作業スペース割合)
 - ①集積量=災害廃棄物発生量一年間処理量
年間処理量=災害廃棄物発生量÷処理期間(2.5年)
 - ②見かけ比重: 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)、津波堆積物 1.46 (t/m³)
 - ③積み上げ高さ=5m
注: 5mの根拠は、「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防(国立環境研究所)」の観点から設定されたものである
 - ④作業スペース割合=1.0

(2) 解体・処理期間を考慮した推計方法（ケース2～4）

①解体・処理期間を考慮した推計（ケース2：積上高5m、底面積5,000m²）

仮置場の面積は、被災建物の解体期間、処理期間の条件設定により、A～Cの3パターンについて災害の種類ごとに推計した。各パターンにおける工程表と災害廃棄物の解体・処理のイメージを表4.1.2へそれぞれ示す。

なお、災害廃棄物対策指針が示す推計方法は、前述の算出式に従って、処理期間を2年とした場合は、一次仮置場の仮置量は全体量の1/2、処理期間を3年とした場合は一次仮置場の仮置量は全体量の2/3となる。

表4.1.2 仮置場必要面積の推計パターン（建物解体由来）

		パターン			備考
		A	B	C	
被災現場	解体期間(年)	1.0	1.5	2.0	初期準備期間を含む
一次仮置場	処理期間(年)	1.5	2.0	2.5	初期準備期間を含む
	最大仮置量	38%	27%	21%	
二次仮置場	処理期間(年)	2.5	2.5	2.5	撤去等の期間を含む
	最大仮置量	59%	38%	17%	

注：パターンAは災害廃棄物発生量が比較的少ない中小規模災害で解体期間・処理期間が短いケース、パターンCは災害廃棄物発生量が比較的多い大規模災害で解体期間・処理期間が長いケース、パターンBはパターンAとパターンCの中間のケースとした

表4.1.3 パターンAの工程

年 ヶ月	1年												2年												3年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
被災現場	解体期間																																			
一次仮置場	処理期間																																			
一次仮置場	仮置期間																																			
二次仮置場	処理期間																																			
二次仮置場	仮置期間																																			

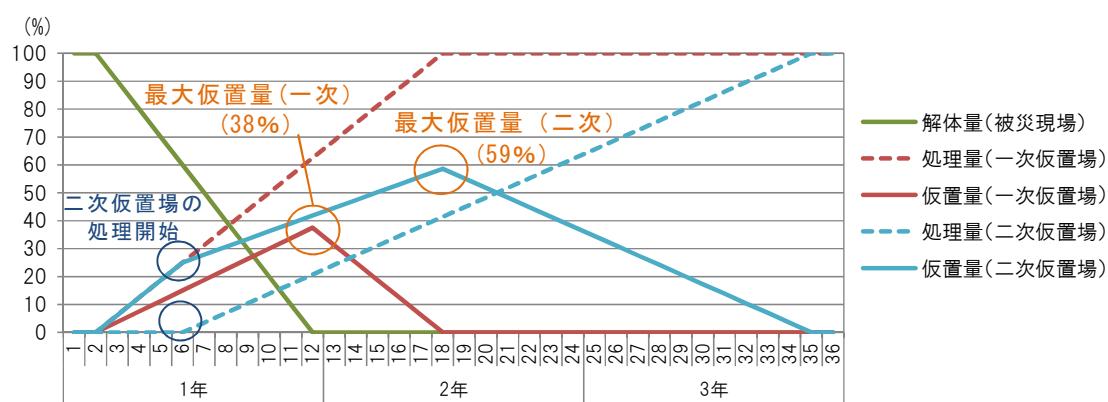


図4.1.2 パターンAの解体・処理イメージ

表 4.1.4 パターン B の工程

年 ヶ月	1年												2年												3年												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
被災現場	解体期間																																				
一次仮置場	処理期間																																				
一次仮置場	仮置期間																																				
二次仮置場	処理期間																																				
二次仮置場	仮置期間																																				

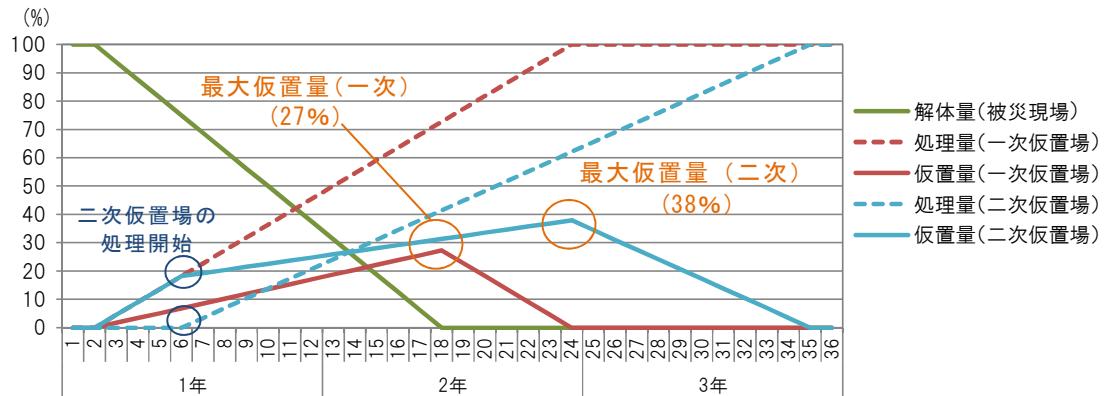


図 4.1.3 パターン B の解体・処理イメージ

表 4.1.5 パターン C の工程

年 ヶ月	1年												2年												3年												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
被災現場	解体期間																																				
一次仮置場	処理期間																																				
一次仮置場	仮置期間																																				
二次仮置場	処理期間																																				
二次仮置場	仮置期間																																				

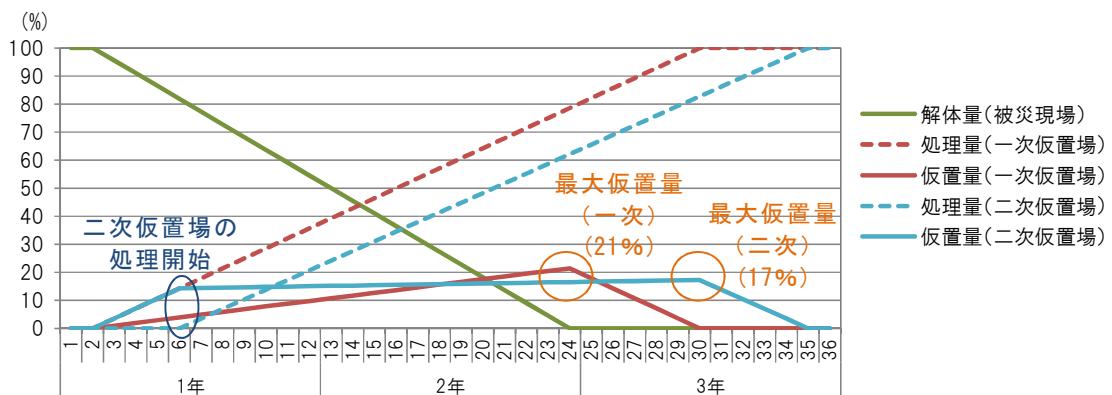


図 4.1.4 パターン C の解体・処理イメージ

仮置場の必要面積は、災害廃棄物を図 4.1.5 に示す模式図のように配置した場合について算出した。

1 箇所当たりの底面積は、東日本大震災の事例より $5,000\text{m}^2$ となるよう災害廃棄物を仮置きすること設定し、容量が少ない場合は図 4.1.5 の表に示す $200\sim 4,000\text{m}^2$ で仮置きするものとした。

②解体・処理期間を考慮した推計（ケース 3：積上高 2m、底面積 $5,000\text{ m}^2$ ）

仮置場高さ 2.0m の場合についても試算を行った。

＜仮置場必要面積の算定式＞

$$\text{仮置場必要面積} = (a + \text{①余裕幅})^2$$

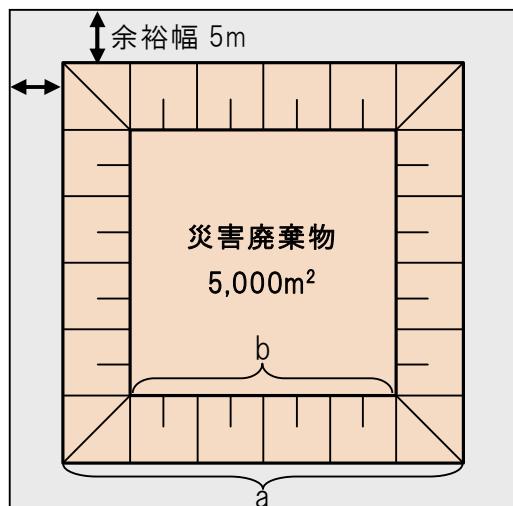
①余裕幅 : 5m

$$\text{②仮置量} = (a^2 + b^2) \times 1/2 \times \text{高さ}$$

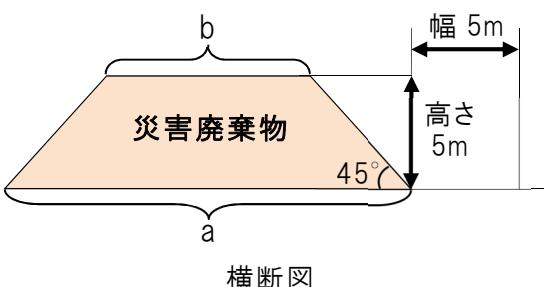
③仮置場高さ : 5m (2m) ※本検討においては高さ 2m についても算出

④法面勾配 : 1:1.0

⑤災害廃棄物の見かけ比重 : 1.0t/m^3 (混合状態の災害廃棄物の概ねの見かけ比重)



平面図



横断図

表 仮置場面積と容量（高さ 5m で計算）

底面積 (m^2)	必要面積 (m^2)	仮置量 (m^3)
5,000	6,514	21,714
4,000	5,365	17,088
3,000	4,195	12,511
2,000	2,994	8,014
1,000	1,732	3,669
500	1,047	1,632
200	583	543

図 4.1.5 一次仮置場面積の模式図

二次仮置場面積については、仮設の混合物処理施設を設置して3年間で処理することを想定し、災害廃棄物の1日当たりの処理量の平均を表4.1.6に基づいて設定することで、必要なユニット面積を算出した。

二次仮置場レイアウトのイメージは下図のとおりである。

表4.1.6 混合物処理施設のユニット面積と処理量

タイプ	ha/unit	処理量(t/日)	処理量平均(t/日)
固定式	4.0	300 ~ 1,200	750
移動式	4.5	140 ~ 570	355

出典：「第6回 大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会資料」をもとに作成

【基本パートの例：混合物処理施設(固定式)】

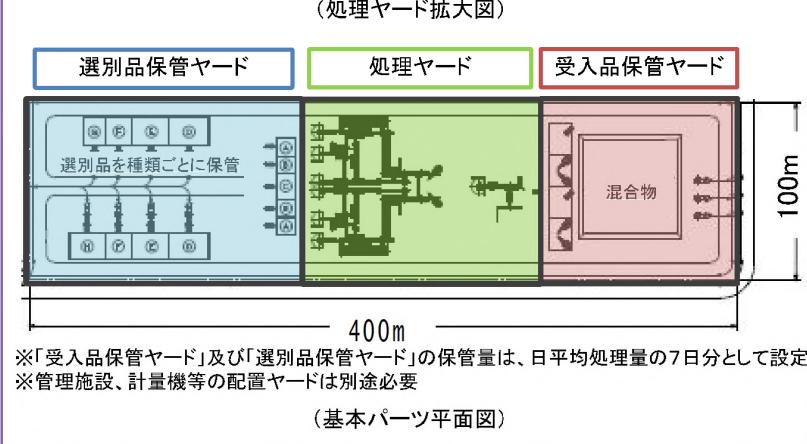
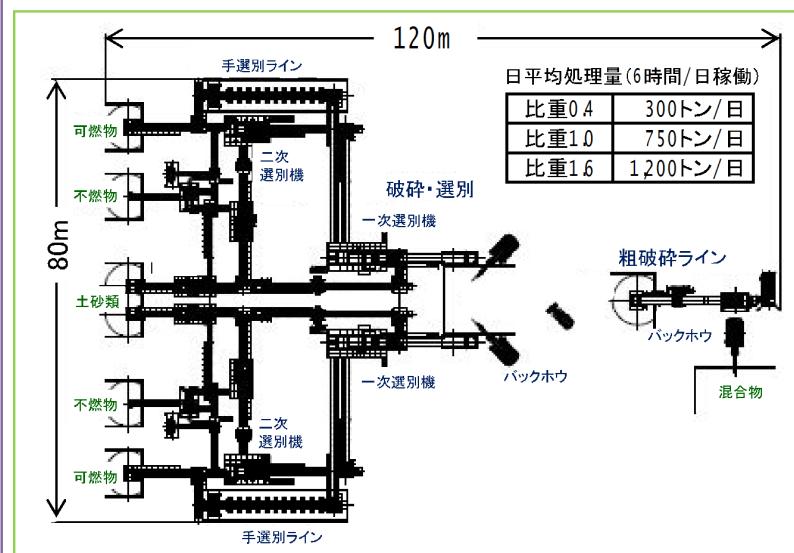


図4.1.6 二次仮置場レイアウト図

注：基本パート…二次仮置場に要求される処理能力を持つ施設を配置したもの、ユニット…二次仮置場に要求される能力である「受入品保管ヤード」、「処理ヤード」、「選別品保管ヤード」等のパートを組み合わせたもの

出典：「第5回 大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会資料」をもとに作成

③解体・処理期間を考慮した推計（ケース4：（片付けごみ：積上高2m、底面積200m²）、
（建物解体ごみ：積上高5m、底面積5,000m²））

ケース1～3では災害廃棄物全体を対象としているが、片付けごみは発災直後から、建物解体ごみは約3箇月後から増加するため、当初から広大な一次仮置場面積が必要となるわけではない。

発災直後に広大な仮置場を用意できない場合は、少なくとも片付けごみの仮置場を設定し、解体が始まる3箇月後をめどに建物解体ごみの受入が可能な仮置場を選定する必要がある。

発災直後に用意すべき仮置場面積は、平成30年6月大阪府北部を震源とする地震による茨木市被害実績（焼却（溶融）施設への搬入実績）をもとに、片付けごみの処理期間（月）、最大仮置量、搬入ピーク（月）から推計した。

茨木市被害実績によれば、概ね発災から2.5箇月で搬入量が発災前の搬入量へ収束傾向にあった。また、発災から1箇月間は搬入量に概ね変化が無く、1箇月目以降より減少傾向にあったことから、地震時の搬入ピークを1箇月、その時の1箇月間の搬入量から最大仮置量を片付けごみ発生量の68%として設定した。風水害においては、浸水による泥出しや床下乾燥、汚水による汚れもの等のため、発災直後に多量に排出される傾向があることから、発災から1～2週間に搬入ピークとして設定した。

片付けごみは、建物解体由来の災害廃棄物と異なり比較的サイズが小さいため、最大仮置場高さを2.0m、仮置場底面積を200m²に設定した。なお、建物解体由来による災害廃棄物については、仮置場の積上げ高さを5.0mとしている。

片付けごみは災害廃棄物発生量の内数となるため、ケース2、3より片付けごみ発生量を除外し、最大仮置量について再計算を行う。建物解体由来の災害廃棄物の最大仮置量（例：パターン1の場合、一次仮置場で38%）から片付けごみ発生量の最大仮置量を差し引くこととする。

片付けごみの解体・処理期間による検討については事例をもとにした試算のため、図4.1.7、図4.1.8に、搬入時期のイメージを示した。

表4.1.7 仮置場必要面積推計条件（片付けごみ）

	地震	風水害
住民仮置場・一次仮置場	処理期間(月)	2.5
	最大仮置量(%)	68%
	搬入ピーク(月)	1.0 0.3
	仮置場高さ(m)	2.0
	周辺の余裕幅(m)	2.5
	仮置場底面積(m ²)	200.0
	必要面積(m ²)	583.0
	仮置量(m ³)	543.0

出典：処理期間、最大仮置量、地震時搬入ピーク（月）は、平成30年6月大阪府北部を震源とする地震による茨木市実績（茨木市提供データ）をもとに設定

表 4.1.8 仮置場必要面積の推計パターン（建物解体由来）（再掲）

		パターン			備考
		A	B	C	
被災現場	解体期間(年)	1.0	1.5	2.0	初期準備期間を含む
一次仮置場	処理期間(年)	1.5	2.0	2.5	初期準備期間を含む
	最大仮置量	38%	27%	21%	
二次仮置場	処理期間(年)	2.5	2.5	2.5	撤去等の期間を含む
	最大仮置量	59%	38%	17%	

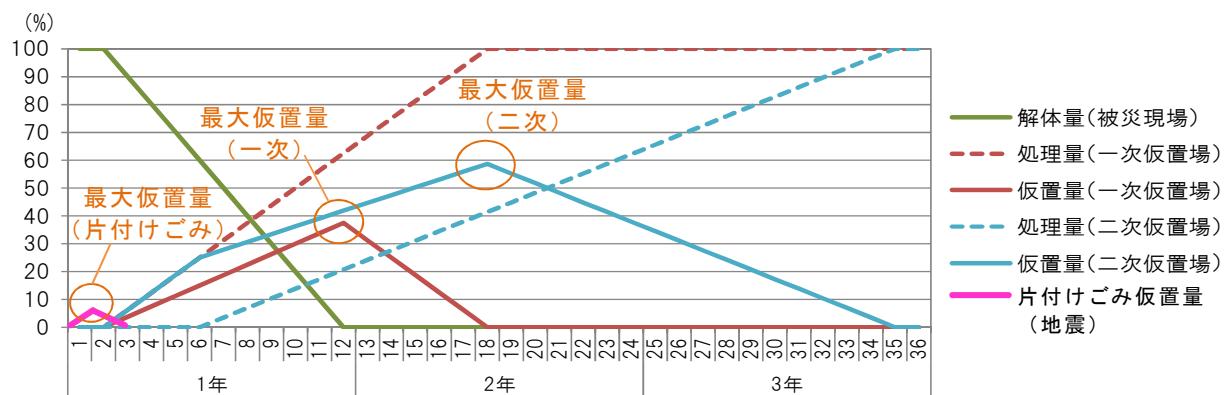


図 4.1.7 片付けごみを考慮したパターン A の解体・処理イメージ（地震）

注. 初期に排出される片付けごみを先に処理することにより建物解体由来の廃棄物の最大仮置量（一次・二次）は低減する

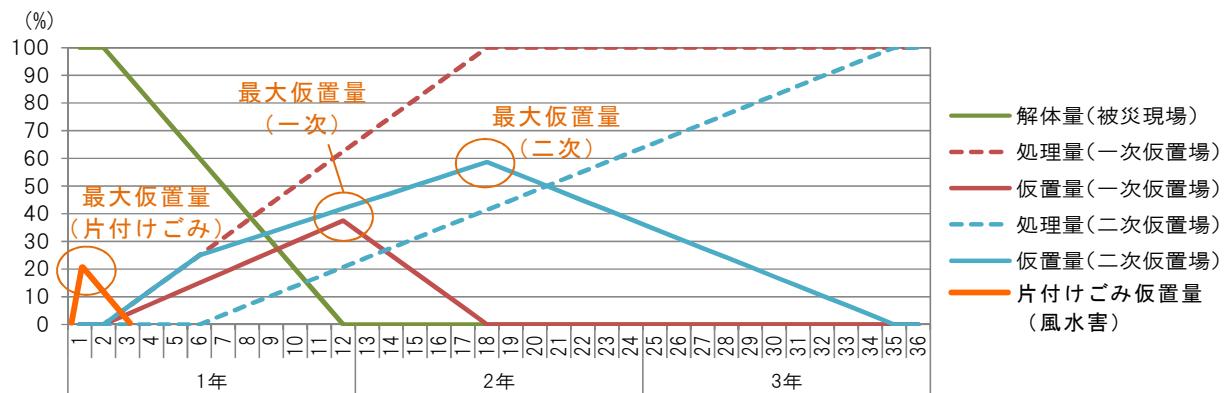


図 4.1.8 片付けごみを考慮したパターン A の解体・処理イメージ（風水害）

注. 初期に排出される片付けごみを先に処理することにより建物解体由来の廃棄物の最大仮置量（一次・二次）は低減する

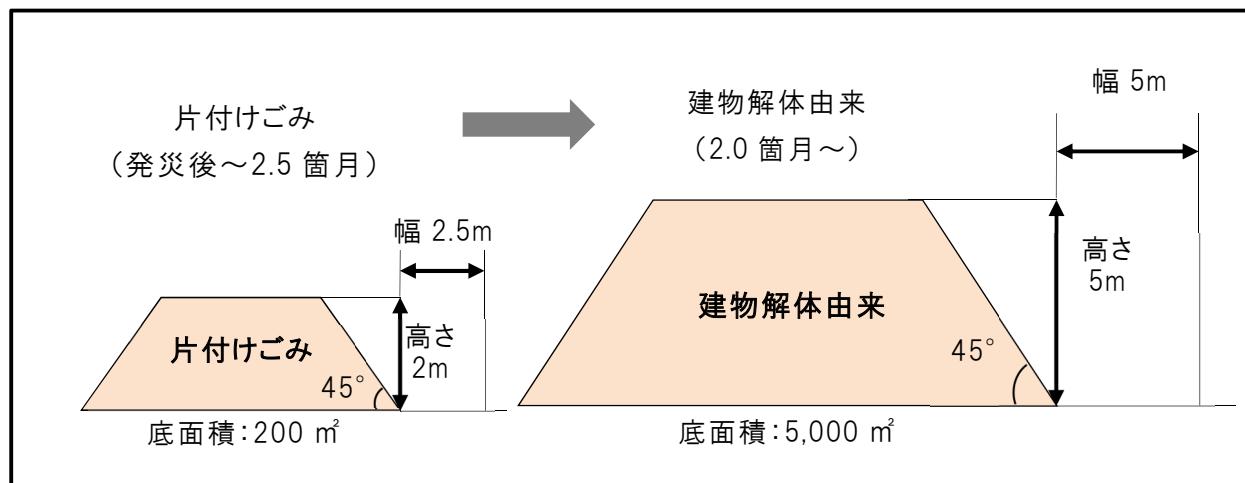


図 4.1.9 片付けごみを考慮した仮置場検討イメージ

<片付けごみ仮置場必要面積の算定式>

$$\text{仮置場必要面積} = (a + \text{①余裕幅})^2$$

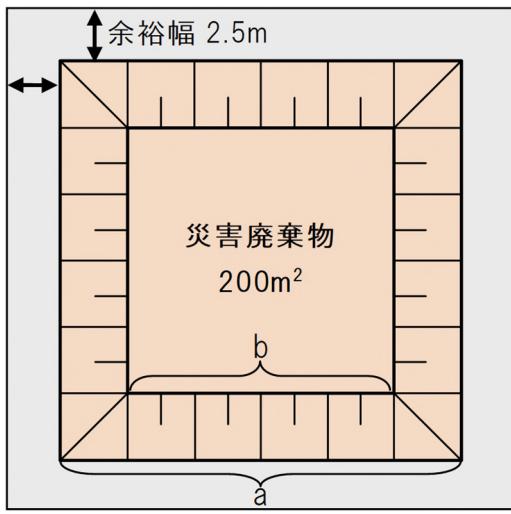
①余裕幅 : 2.5m

②仮置量 = $(a^2 + b^2) \times 1/2 \times \text{高さ}$

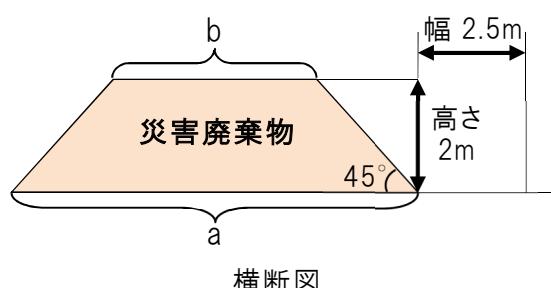
③仮置場高さ : 2m

④法面勾配 : 1:1.0

⑤災害廃棄物の見かけ比重 : 1.0t/m³ (混合状態の災害廃棄物の概ねの見かけ比重)



平面図



横断図

図 4.1.10 片付けごみ仮置場（一次仮置場）面積の模式図

4.1.2 推計結果

(1) 災害廃棄物対策指針の処理期間(2.5年)による推計結果(ケース1)

災害廃棄物対策指針が示す推計方法は、種類別災害廃棄物発生量に見かけ比重を乗じるなどして算出するため建物解体由来の発生量をもとに算出する。仮置場必要面積の推計結果を下表に示す。

地震災害の仮置場必要面積は、災害廃棄物発生量全量に対する仮置場必要面積である。

風水害では、災害廃棄物対策指針による算出方法において、片付けごみにあたる床上浸水、床下浸水の見かけ比重(t/m^3)が定められていないことから、災害廃棄物対策指針に基づき全壊、半壊による災害廃棄物発生量(建物解体由来)に対する仮置場必要面積を算出する。実際の災害時は、風水害では発災直後に片付けごみの排出があり仮置場を確保する必要があることから、この推計結果で想定される仮置場必要面積程度の仮置場を確保しておくことが考えられる。

地震災害は、南海トラフ巨大地震による災害廃棄物発生量365.2千t(表4.1.9)をもとに仮置場必要面積を推計した結果、必要面積は11.0haとなった。

また、風水害による災害廃棄物発生量623.8千t(表4.1.11)をもとに仮置場必要面積を推計した結果、必要面積は19.8haとなった。

表4.1.9 種類別の災害廃棄物発生量(南海トラフ巨大地震)(再掲)

災害種別	建物解体由来(千t)					合計
	可燃物 (18%)	不燃物 (18%)	コンクリート がら (52%)	金属 (6.6%)	柱角材 (5.4%)	
南海トラフ巨大地震	60.5	79.5	183.8	23.3	18.1	365.2

表4.1.10 仮置場必要面積(南海トラフ巨大地震)

災害種別	仮置場必要面積(ha)					合計
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	
南海トラフ巨大地震	3.6	1.7	4.0	0.5	1.1	11.0

注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

表4.1.11 種類別の災害廃棄物発生量【風水害】(建物解体由来のみ)(再掲)

災害種別	建物解体由来(千t)					合計
	可燃物 (18%)	不燃物 (18%)	コンクリート がら (52%)	金属 (6.6%)	柱角材 (5.4%)	
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	112.3	112.3	324.4	41.2	33.7	623.8

注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

表4.1.12 仮置場必要面積(風水害)

災害種別	仮置場必要面積(ha)					合計	
	建物解体由来						
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材		
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	6.7	2.4	7.1	0.9	2.0	19.8	

注. ケース1は種類別災害廃棄物発生量に見かけ比重を乗じるなどして算出するため建物解体由来の発生量をもとに算出

注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(2) 解体・処理期間を考慮した推計結果（ケース2：高さ5m、底面積5,000m²）

①仮置場必要面積

解体・処理期間を考慮した推計方法による仮置場必要面積の推計結果を下表に示す。

表 4.1.13 パターン別仮置場必要面積（南海トラフ巨大地震）

災害種別	パターン	災害廃棄物 発生量(t)	仮置場必要面積	
			(m ²)	(ha)
南海トラフ巨大地震	A	365,229	136,961	42,100
	B		99,608	31,400
	C		78,263	24,900

表 4.1.14 パターン別仮置場必要面積（風水害）

災害種別	パターン	災害廃棄物 発生量(t)	仮置場必要面積	
			(m ²)	(ha)
日野川、琵琶湖氾濫 の重ね合わせ	A	633,411	237,529	71,700
	B		172,748	52,100
	C		135,731	42,100

②二次仮置場必要面積

南海トラフ巨大地震の災害廃棄物発生量約365千t、風水害による災害廃棄物発生量約633千tをもとに、必要な二次仮置場の面積をパターンA～Cについて推計した。

なお、保管面積は二次仮置場における最大仮置量から算出したものであり、二次仮置場レイアウトの基本パーツからは受入品保管ヤード面積を差し引いた。

表 4.1.15 パターン別二次仮置場必要面積（南海トラフ巨大地震）

パターン	災害廃棄物 発生量(t)	最大 仮置量(t)	保管面積		ユニット面積(ha)		仮置場必要面積(ha)	
			(m ²)	(ha)	固定式	移動式	固定式ユニット	移動式ユニット
A	365,229	214,100	42,100	4.2	3.0	7.0	7.2	11.2
B		138,535	31,400	3.1	3.0	7.0	6.1	10.1
C		62,971	24,900	2.5	3.0	7.0	5.5	9.5

表 4.1.16 パターン別二次仮置場必要面積（風水害）

パターン	災害廃棄物 発生量(t)	最大 仮置量(t)	保管面積		ユニット面積(ha)		仮置場必要面積(ha)	
			(m ²)	(ha)	固定式	移動式	固定式ユニット	移動式ユニット
A	633,411	371,310	71,700	7.2	6.0	10.5	13.2	17.7
B		240,259	52,100	5.2	6.0	10.5	11.2	15.7
C		109,209	42,100	4.2	6.0	10.5	10.2	14.7

③推計結果まとめ

環境省が示す方法と解体・処理期間を考慮した推計方法より算出した仮置場必要面積の推計結果をまとめた。

今後、これらの面積を参考として、仮置場候補地を確保するため、関係部局と調整を図っていく必要がある。

表 4.1.17 仮置場必要面積（単位：ha）

対象災害	仮置場の種類	環境省が示す方法	A	B	C	
南海トラフ巨大地震	一次仮置場	—	11.0	4.2	3.1	
	二次仮置場(固定式)		—	7.2	6.1	
	二次仮置場(移動式)		—	11.2	10.1	
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	一次仮置場	—	19.8	7.2	5.2	
	二次仮置場(固定式)		—	13.2	11.2	
	二次仮置場(移動式)		—	17.7	15.7	

(3) 解体・処理期間を考慮した試算結果（ケース3：積上高2m、底面積5,000m²）

仮置場での積み上げは、必要な重機が十分に確保できない場合を考慮し、仮置場高さを2mに設定し、試算を行った。試算結果を表4.1.18に示す。

表 4.1.18 仮置場必要面積（積上げ高さ2mの場合）（単位：ha）

地震の種類	仮置場の種類	環境省が示す方法	A	B	C	
南海トラフ巨大地震	一次仮置場	—	27.4	9.5	6.9	
	二次仮置場(固定式)		—	12.5	9.9	
	二次仮置場(移動式)		—	16.5	13.9	
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	一次仮置場	—	49.4	16.5	12.0	
	二次仮置場(固定式)		—	22.5	18.0	
	二次仮置場(移動式)		—	27.0	22.5	

(4) 解体・処理期間を考慮した試算結果（ケース4：（片付けごみ：積上高2m、底面積200m²）、（建物解体ごみ：積上高5m、底面積5,000m²））

ケース2、3に加えて、片付けごみ量を考慮した推計を行った。

片付けごみの処理量を考慮する場合の、一次仮置場、二次仮置場へ搬入される災害廃棄物発生量は片付けごみ量を差し引いた量となる。

そのため、表4.1.19のとおり全体の災害廃棄物発生量に対する片付けごみ発生量の最大仮置量の割合（全発生量に対する片付けごみの割合）を算出した。表4.1.20の全体の災害廃棄物発生量の最大仮置量から表4.1.19の災害廃棄物発生量全量に対する片付けごみ割合を差し引くことで、表4.1.21の最大仮置量のとおり建物解体由来の廃棄物の最大仮置量を設定した。

算出結果を表4.1.22に示す。南海トラフ巨大地震の片付けごみ仮置場必要面積は1.6ha、風水害による片付けごみ仮置場必要面積は5.7haであった。風水害による片付けごみは、主に床上浸水、床下浸水の家屋から排出されるため、地震による片付けごみと比較し量が多く、発災直後に仮置場必要面積が多く必要となる。

表4.1.19 片付けごみ最大仮置量の検討

災害種別	①災害廃棄物 発生量(t)	②片付けごみ量 (t)	③片付けごみ 最大仮置量 (68%分)(t) $(2) \times 68\%$	④災害廃棄物 発生量(建物解 体由来)(t) $(1)-(2)$	全発生量①に対す る片付けごみ最大 仮置量割合 (2)/(1)
南海トラフ巨大地震	365,229	18,799	12,783	346,430	5.1%
日野川、琵琶湖氾濫の重ね合わせ	633,411	68,374	46,495	565,037	10.8%

表4.1.20 仮置場必要面積の推計パターン（建物解体由来）（再掲）

		パターン			備考
		A	B	C	
被災現場	解体期間(年)	1.0	1.5	2.0	初期準備期間を含む
一次仮置場	処理期間(年)	1.5	2.0	2.5	初期準備期間を含む
	最大仮置量	38%	27%	21%	
二次仮置場	処理期間(年)	2.5	2.5	2.5	撤去等の期間を含む
	最大仮置量	59%	38%	17%	

表4.1.21 仮置場必要面積の推計パターン

被災現場	解体期間(年)	地震			風水害		
		A	B	C	A	B	C
被災現場	解体期間(年)	1.0	1.5	2.0	1.0	1.5	2.0
一次	処理期間(年)	1.5	2.0	2.5	1.5	2.0	2.5
	最大仮置量	34%	24%	18%	30%	20%	14%
二次	処理期間(年)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	最大仮置量	55%	34%	14%	51%	31%	10%

表4.1.22 仮置場必要面積（単位：ha）

災害種別	仮置場の種類	環境省が示す方法	A	B	C
南海トラフ巨大地震	一次仮置場(片付けごみ)	-		1.6	
	一次仮置場(建物解体由来)	11.0	3.7	2.6	2.0
	二次仮置場(固定式)	-	6.7	5.6	5.0
	二次仮置場(移動式)	-	10.7	9.6	9.0
日野川、琵琶湖氾濫の 重ね合わせ	二次仮置場(片付けごみ)	-		5.7	
	二次仮置場(建物解体由来)	19.8	5.2	3.6	2.5
	二次仮置場(固定式)	-	11.2	9.6	8.5
	二次仮置場(移動式)	-	15.7	14.1	13.0

(5) 推計結果整理

4.1.2 (1)～(4)で示した仮置場必要面積の算出結果を表4.1.23に整理した。

仮置場必要面積は、例えば地震災害のケース1では11.0ha必要であるが、被災建物の解体期間を考慮したケース2～4では必要面積が少ない結果となった。

積み上げ高さ5mのケース2では、処理期間が短いパターンAの場合に一次仮置場が4.2ha、二次仮置場は固定式で7.2haが必要となった。

積み上げ高さ2mのケース3では、当然ケース2よりも広い面積が必要となり、パターンAの一次仮置場が9.5ha、二次仮置場は12.5ha（固定式）となった。

片付けごみの処理を考慮したケース4では、片付けごみの仮置きに必要な面積は1.6ha、建物解体由来の処理に必要な一次仮置場の必要面積は3.7ha（パターンA）、二次仮置場の必要面積は6.7ha（パターンA・固定式）となった。

発災直後は、それぞれの地域において設置可能（事前に想定）な仮置場の面積や調達可能な資機材数、調整状況等に合わせ、片付けごみの仮置場を用意し、必要に応じ解体が始まる3箇月後をめどに、より大きな面積の仮置場候補地を選定、あるいは拡張して処理を行う。

災害時（特に家屋解体ごみ）は被災現場から一次仮置場への搬入のみではなく、直接二次仮置場や処理・資源化施設へ運び込む場合も考えられるため、災害時に設置が必要な仮置場面積はこの推計結果より下回る可能性がある。

表4.1.23 仮置場必要面積 計算結果まとめ（単位：ha）

災害種別	算出パターン	ケース	条件	パターン	一次仮置場		二次仮置場	
					片付けごみ	建物解体由来	固定式	移動式
南海トラフ 巨大地震	環境省が示す方法	1	-				11.0	
		2	高さ5m	A	4.2		7.2	11.2
				B	3.1		6.1	10.1
				C	2.5		5.5	9.5
		3	高さ2m	A	9.5		12.5	16.5
				B	6.9		9.9	13.9
				C	5.5		8.5	12.5
		4	片付けごみ 考慮	A		3.7	6.7	10.7
				B		2.6	5.6	9.6
				C		2.0	5.0	9.0
日野川、琵琶 湖沿岸の重 ね合わせ	環境省が示す方法	1	-				19.8	
		2	高さ5m	A	7.2		13.2	17.7
				B	5.2		11.2	15.7
				C	4.2		10.2	14.7
		3	高さ2m	A	16.5		22.5	27.0
				B	12.0		18.0	22.5
				C	9.4		15.4	19.9
		4	片付けごみ 考慮	A		5.2	11.2	15.7
				B		3.6	9.6	14.1
				C		2.5	8.5	13.0

注. ケース1：災害廃棄物対策指針の処理期間（2.5年）による推計方法、ケース2：解体・処理期間を考慮し、積上高5m、底面積5,000m²とした推計方法、ケース3：ケース2を積上高2mとした推計方法、ケース4：ケース2をもとに片付けごみの処理を考慮した推計方法

注. パターンA：解体期間1.0年、処理期間1.5年、パターンB：解体期間1.5年、処理期間2.0年、パターンC：解体期間2.0年、処理期間2.5年

注. ケース1は種類別災害廃棄物発生量に見かけ比重を乗じるなどして算出するため建物解体由来の発生量をもとに算出

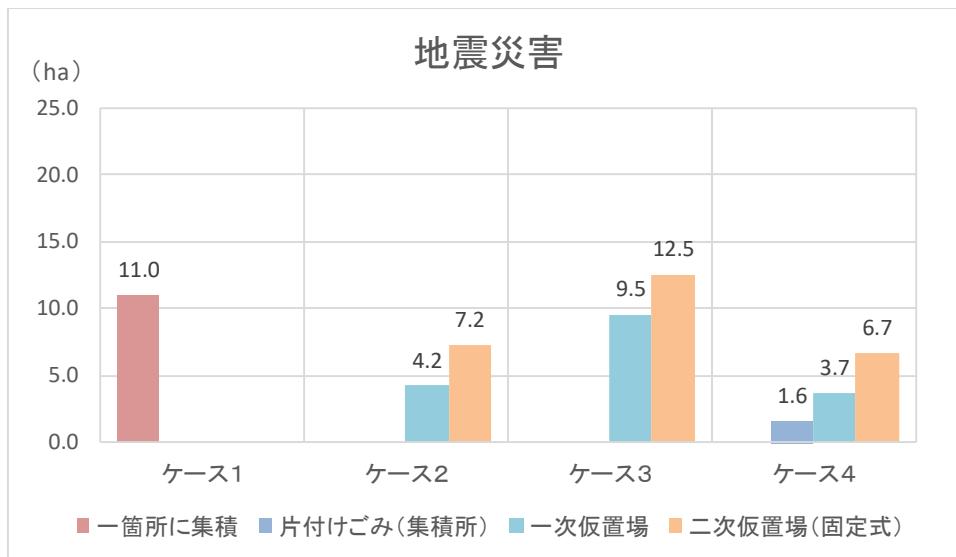


図 4.1.11 仮置場必要面積比較（地震）

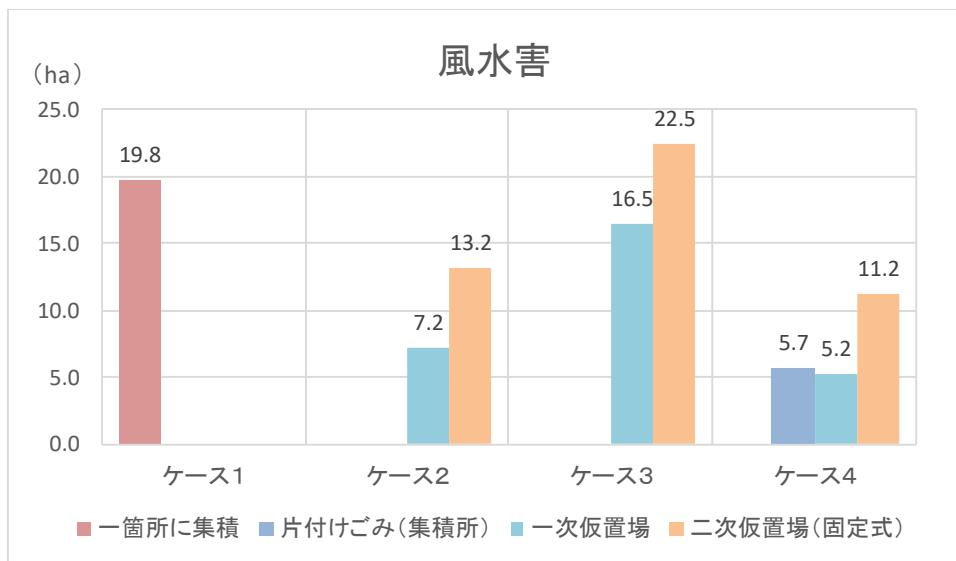


図 4.1.12 仮置場必要面積比較（風水害）

注. ケース 1 : 災害廃棄物対策指針の処理期間（2.5年）による推計方法、ケース 2 : 解体・処理期間を考慮し、積上高 5m、底面積 5,000 m²とした推計方法、ケース 3 : ケース 2 を積上高 2m とした推計方法、ケース 4 : ケース 2 をもとに片付けごみの処理を考慮した推計方法

注. パターンA : 解体期間 1.0 年、二次仮置場（固定）で比較

注. ケース 1 は種類別災害廃棄物発生量に見かけ比重を乗じるなどして算出するため建物解体由来の発生量をもとに算出。ケース 2~4 は災害廃棄物発生量の全量をもとに算出

注. ケース 4 の「一次仮置場」は「一次仮置場（建物解体由来）」

4.1.3 仮置場候補用地の情報整理

対象地域で想定される現状における仮置場の総面積と必要面積の比較を行った。

まずは地震、風水害とも片付けごみに必要な一次仮置場に必要な仮置場候補用地を確保し、片付けごみの処理を行う発災後約 2箇月の間に建物解体由来の災害廃棄物用の候補用地面積の不足分について調整を行うことが考えられる。

なお、公共用地は避難場所や災害支援活動拠点などへの提供も考えられるため、今後関係部局との調整が必要となる可能性がある。また、建物等により使用可能な面積が限られている場合もあるため、今後、敷地面積と使用可能な面積についても把握する必要がある。

4.2 仮置場の理想的な配置に係る検討

4.2.1 災害時における家庭系ごみの搬出ルール

(1) 平時の一般廃棄物排出ルール

対象地域における、家庭系ごみの分別区分と排出方法を示す。

仮置場の配置においては、対象地域における平時の一般ごみ排出ルールを考慮することで、住民による分別・搬入を円滑にすることが可能になる。

表 4.2.1 家庭系ごみの分別区分

分別区分	対象となるものの一例	収集頻度
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、紙おむつ、発泡スチロール、プラスチック、ゴム類、枯れ枝、枯草等、木くず等、革製品、布製品、カセットテープ、ビデオテープ、灰	毎週 2 回
燃えないごみ	ガラス類、陶磁器、金属類、電化製品、混合物、スキーブ、安全靴、スパイク、木材等、使用済ミニガスカートリッジで不燃性ガスが充填されていたもの	毎月 1 回
缶類	空き缶	毎月 1 回
ビン類	飲食料等の空きビン、化粧ビン	毎月 1 回
新聞・雑誌・ダンボール	新聞、雑誌、ダンボール	毎月 1 回
ペットボトル	飲料、酒類、醤油のペットボトルで、材質表示マークがついているもの、ペットボトルのキャップ	毎月 1 回
紙パック	紙パック（内側が白色のもの）	毎月 1 回
ライター・乾電池（プラスチック製スプレー）	ライター、乾電池、プラスチック製スプレー容器、ミニガスカートリッジで可燃性ガスが充填されていたもの	毎月 1 回
小型家電	携帯電話、ノートパソコン等、デジタルカメラ、ビデオカメラ等、ゲーム機等	拠点回収
蛍光管	直管型蛍光管、環状型蛍光管、水銀体温計・血圧計	拠点回収
粗大ごみ（有料）	指定ごみ袋に入りきらない大きさのもの、テーブル、本棚、たんす、ふとん、ストーブ等	申し込み

出典：「平成 30 年度 ごみカレンダー」（平成 30 年、近江八幡市）をもとに作成

(2) 災害時における家庭系ごみの搬出

対象地域における家庭系ごみの分別区分のうち、片付けごみとして排出が想定されるものを表 4.2.2 に示す。

通常の燃えるごみは、通常ルール（災害時に収集頻度等が変更される可能性あり）のとおり出し、片付けごみと一緒にしない。

災害時においては、資源ごみは極力家で保管し、収集開始時期は別途広報するなどの対応が必要となる。有害ごみについても、割れたもの以外は極力家で保管する方が望ましい。片付けごみとして、外構部の塀、コンクリートブロック、屋根材（瓦、スレート、波板等）等が多量に排出される。

表 4.2.2 通常の家庭系ごみの分類から片付けごみとして排出が想定されるもの

分別区分	対象となるものの一例
燃えないごみ	ガラス類、陶磁器、金属類・電化製品（小型家電）等
粗大ごみ	家具類（テーブル、本棚、たんす等）・ふとん・たたみ等・家電 4 品目
ビン類・缶類	割れたびん、壊れた缶等

4.2.2 仮置場の設置に係る検討

(1) 仮置場レイアウトの留意点

仮置場レイアウトは、災害の規模や種類、自治体の方針などを考慮して検討する必要がある。自治体においては予め状況に応じた仮置場レイアウトを複数検討することが求められる。(2) に仮置場レイアウト（例）を示す。

表 4.2.3 仮置場レイアウト配置の留意点

項目		留意点
災害の規模	大規模	・集積所（住民用仮置場）に粗選別作業スペースも合わせて一次仮置場として分別区分。粗選別後、二次仮置場に運搬を想定。
	中小規模	・集積所（住民用仮置場）を設定し、粗選別を行う一次仮置場に運搬。あるいは処理施設に直接搬入も考えられる。
災害の種類	地震災害	・地震災害時には瓦類などのスペースを広くする。
	風水害	・風水害時には畳（ふとん、マットレス）などのスペースを広くとる。 ・強風による屋根材（瓦、スレート、波板等）などのスペースを広くとる。
ステーション回収の実施可否	実施可	・道路などインフラが使用可能でステーション回収可能な場合や自治体でステーション回収を想定している場合。 ・平時の搬出区分、方法で搬出・収集（例：可燃ごみは 45L のごみ袋に入れて搬出）。
	実施不可	・集積所（住民用仮置場）、一次仮置場を設置して対応。

注. 素材が似ているコンクリートがらとスレートは必ず分別し、コンクリートがらは極力リサイクル、スレートは適切に処理・処分を行う

注. スレート（アスベストを含有するものがあるため）、ガラス・陶器（仮置場で散乱し、仮置場返却時の原状回復を考慮）はコンテナ、フレコンバッグ等に収容し、飛散・散乱防止を図る

(2) 仮置場レイアウト（例）

対象地域のごみ分別区分をもとに検討した仮置場レイアウト（例）を示す。

レイアウト（例）は、特定の場所を示さず一般的なレイアウト（例）を作成した。レイアウト（例）の面積は、東日本大震災の事例から面積が1ha前後の仮置場が設置されていることから約1haを想定した。

レイアウト（例）における品目・配置は、次の方針に基づき作成した。

災害時には本レイアウト（例）を参考として、災害廃棄物の発生状況、受け入れ先に合わせて品目を決定するとともに、選定した用地に合わせて配置する必要がある。

■レイアウト（例）の作成方針

- 搬入・分別を円滑にするため、平時のごみ分別区分を基本とするが、リサイクル・処分先を考慮に入れた分別とする。
- 市外での搬出処理を考慮し、品目を細分化する。
- 平時の処理対象外品目で災害時に発生するごみは、新たに分別区分を設ける。
- 資源ごみについては、平時のごみ収集体制で回収可能とし、レイアウトから除外する。
- 事故及び渋滞の防止を図るため、片付けごみ等を運搬する一般車（小型車）と、解体家屋等の災害廃棄物を運搬するダンプトラック等（大型車）の動線を分ける。

■一次仮置場の設置・運営上の留意点

①仮置場周囲には飛散防止ネットを設置し、周辺環境の悪化を防止する。

②便乗ごみ等の不法投棄を防ぐため、入口に管理室を設置し、夜間は車の進入禁止措置を行う管理員を常駐させ、夜間の車の進入禁止措置を行う。

③ごみの種別・量を管理するため、トラックスケールによる重量測定、搬入車両の荷台の写真撮影を行う。

④住民が仮置場に持ち込む際の分別方法、危険物の収集不可、便乗ごみの搬入不可などの広報の徹底や持ち込み時間を区切るなどして量の調整を行うなどの対策をとる。

⑤仮置場には監理員が常駐するのが望ましいが、市職員での対応が難しい場合は自治会長などの地元住民へ協力依頼や、ボランティアへの依頼も検討する。平時から、管理体制について検討しておく。

■一次仮置場における粗選別方法

①解体現場で分別収集した災害廃棄物は、搬出ヤード（柱材・角材、コンクリート、金属くず）に一時保管し、二次仮置場またはリサイクル施設に搬出する。

②一次仮置場に分別されずに搬入された混合廃棄物は受入ヤード（可燃系混合廃棄物、不燃系混合廃棄物）に搬入・保管する。

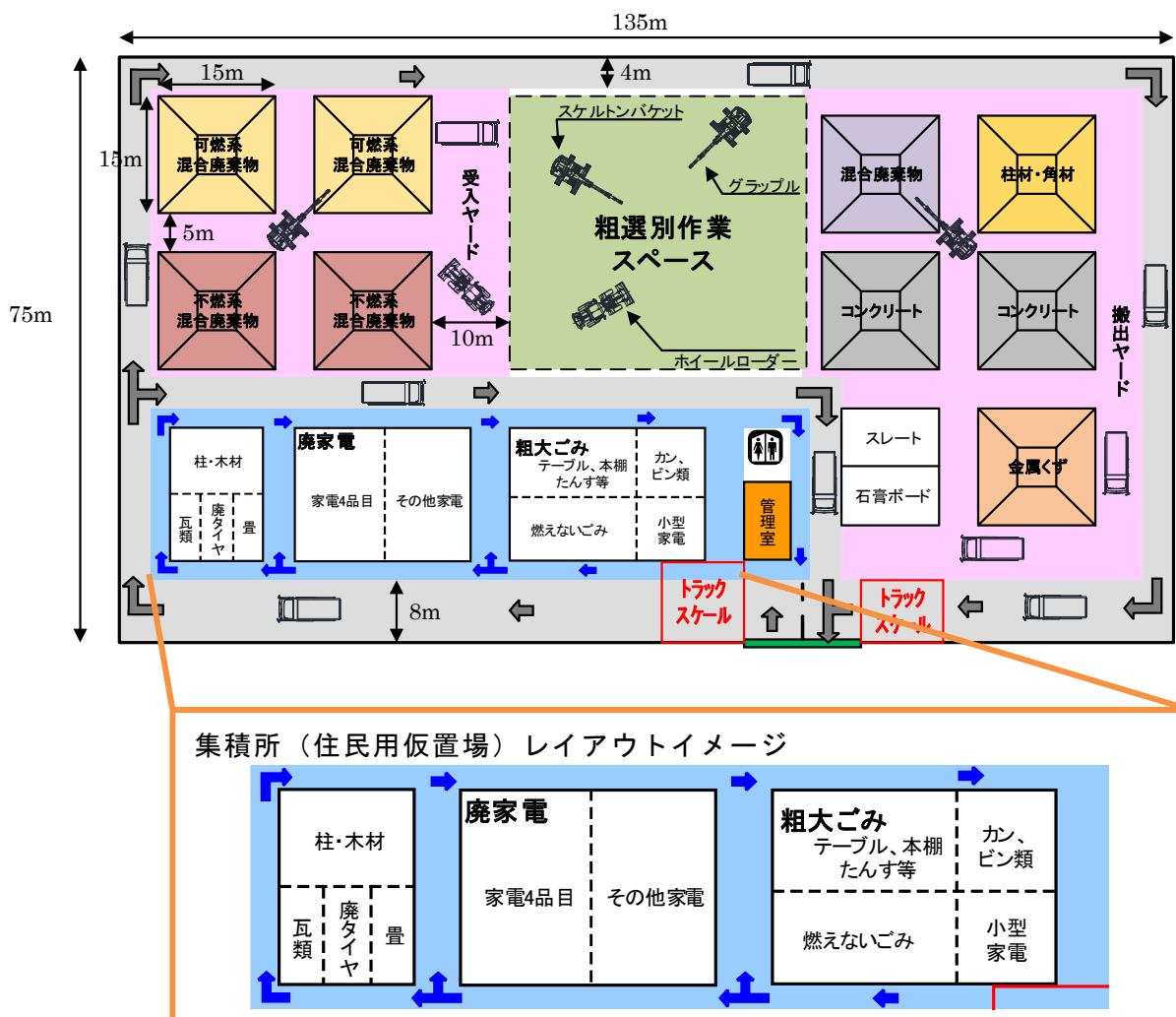
③受入ヤードに積み上げられた災害廃棄物（混合廃棄物）をバックホウで掻き出し、粗選別作業スペースにて、グラップル等を用いて“粗選別”を行う。

④次に、スケルトンバケット等を用いて“ふるい選別”を行い、「柱材・角材」、「コンクリートがら」、「金属くず」を取り出す。

⑤ふるい下残渣（災害廃棄物）をホイールローダーで展開し、マグネットを用いて“磁選別”を行い、「金属くず」を取り出す。

⑥分別した「柱材・角材」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「残された残渣（混合廃棄物）」は、搬出ヤードに保管する。

⑦搬出ヤードに保管された災害廃棄物は、二次仮置場またはリサイクル施設に搬出する。



注. 集積所（住民用仮置場）と粗選別が可能なスペースを一体とした仮置場レイアウト例。「集積所（住民用仮置場）レイアウトイメージ」部分を小規模な仮置場スペースのレイアウトに活用を想定

注. 災害の規模に応じたレイアウトが必要。大規模災害時には集積所（住民用仮置場）+粗選別作業スペースを一次仮置場として二次仮置場に運搬する場合も想定できるが、中小規模災害時には集積所（住民用仮置場）を設定し、一次仮置場に運搬もしくは処理施設に直接搬入も考えられる

注. 災害の種類により、配置の割合は変更する必要がある（地震時には瓦類等が増え、風水害時には畳（ふとん、マットレス）などが増えるなど）

注. 廃家電は便乗ごみの排出を促進する可能性もあるため、災害時の自治体判断により除外する可能性もある

注. トラックスケールが準備できない場合、写真撮影などで搬入される廃棄物量の記録、車両番号の記録を行い搬入量・搬出量の管理を行う

保管場所	廃棄物種類	保管量	単位体積重量	保管量
受入ヤード	可燃系混合廃棄物	$V=542\text{m}^3$ 	1.0t/m ³	542t
	不燃系混合廃棄物		1.0t/m ³	542t
	混合廃棄物		1.0t/m ³	542t
	津波堆積物		1.46t/m ³	791t
搬出ヤード	柱材・角材	$V=542\text{m}^3$ 	0.55t/m ³	298t
	コンクリート		1.48t/m ³	802t
	金属くず		1.13t/m ³	612t
	混合廃棄物		1.0t/m ³	542t
	土材系		1.46t/m ³	791t

図 4.2.1 一次仮置場レイアウト（例）



【グラップル】

【スケルトンバケット】

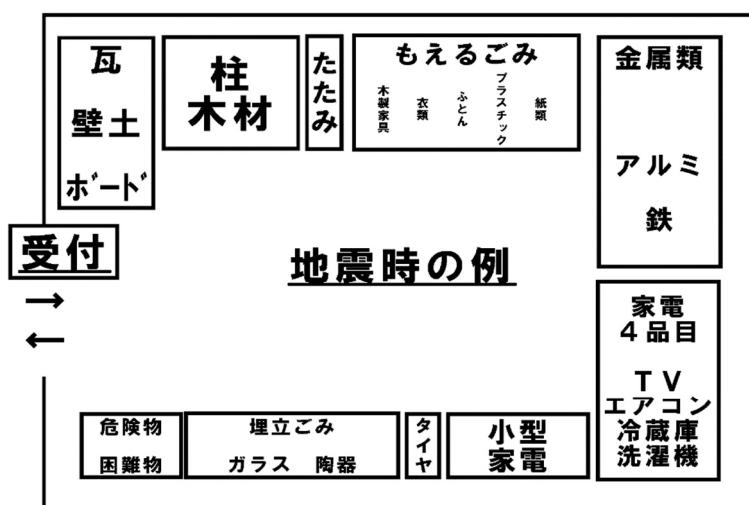
【ホイールローダー】

図 4.2.2 仮置場で使用する重機例

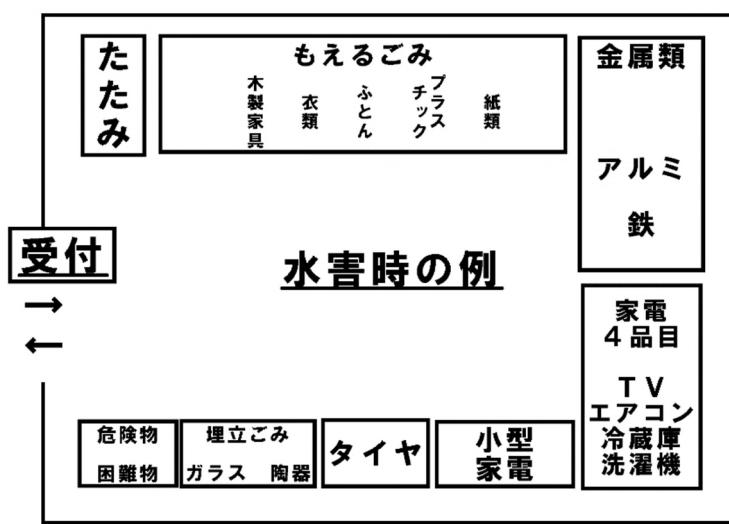
出典：グラップル、ホイールローダー：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-13-1】（平成 26 年 3 月、環境省）

スケルトンバケット：「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」
(災害廃棄物プラットフォーム)

(https://dwasteinfo.nies.go.jp/archive/grep/grep_170407itoigawa_city.html) をもとに作成



※建物解体物等は、別途設置



※建物解体物等は、別途設置

図 4.2.3 集積所（住民用仮置場）レイアウトの例

注. 佐用町提供資料をもとに作成したもの

出典：「平成 29 年度 災害廃棄物処理計画策定モデル事業・災害時処理困難物適正処理モデル事業
(近畿ブロック)」（平成 30 年 2 月、環境省近畿地方環境事務所）

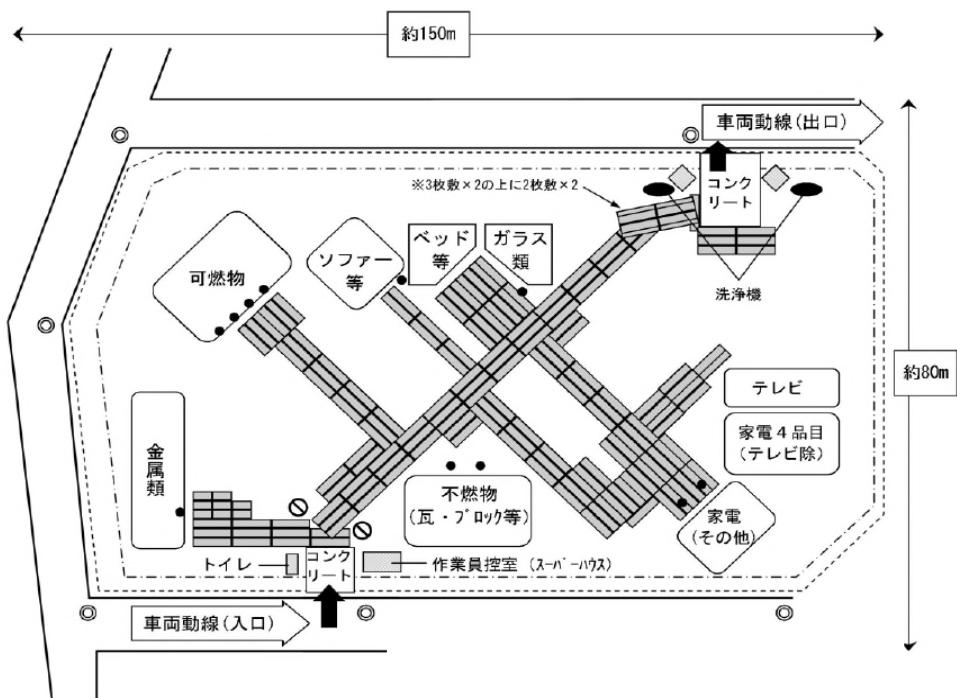


図 4.2.4 東日本大震災における仙台市の仮置場設置例

出典：「仙台市の震災廃棄物等の処理状況について」（平成 24 年 11 月 28 日、仙台市環境局震災廃棄物対策室）をもとに作成

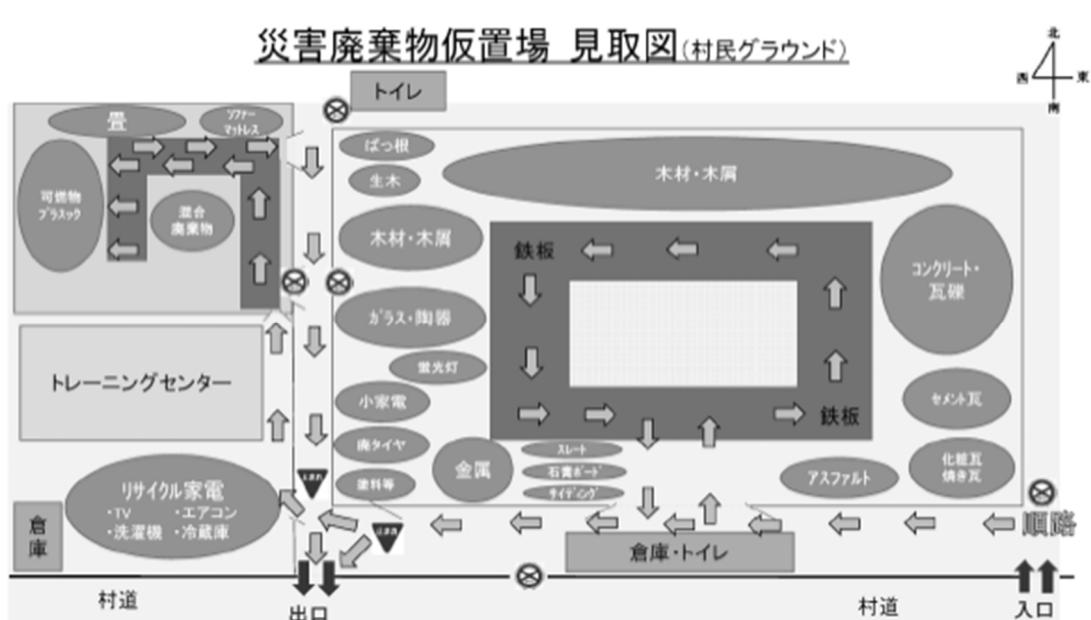


図 4.2.5 熊本地震における西原村の仮置場例

出典：「平成 28 年熊本地震 地盤災害調査報告書」（平成 29 年 4 月、公益社団法人 地盤工学会）

5. 災害廃棄物処理に係る連携の整理

5.1.1 協定内容等の整理

自治体、民間事業者等との協定は発災時の災害廃棄物の適正で円滑な処理のために有効であり、平時から協定の締結を検討する必要がある。

東日本大震災時には、協定を結んでいたものの、発災後に協定先の自治体に確認すると、事前に協定を結んでいたことすら認識していなかったという事例がみられた。防災訓練等の際に、支援要請訓練を行うなど、定期的に手続きの確認を行う取組等も必要となる。

自治体の支援としては、ごみ収集車の派遣による収集支援、生活ごみの広域的な受け入れによる処理支援、職員の派遣の3つが行われており、通常の収集・処理業務を中心とした対応となっていることが考えられる。

なお、環境省により開催された「第1回 平成28年度災害廃棄物対策推進検討会」によると、自治体間は包括的な協定が締結されているが、具体的な支援方法が定まっておらず、訓練等も行われていないため、発災後に廃棄物部局の担当者が有効に活用できていないとの課題が指摘されている。

自治体と民間団体等の協定については、さまざまな分野の民間団体と個々の専門を生かした明確な協定内容を締結することが望まれる。

以下に、災害廃棄物処理に係る協定として、自治体、民間事業者等と締結が考えられる協定の主な内容を示す。

- ① 災害廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却、埋立等）に関する協定
- ② 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供に関する協定
- ③ 仮置場の設置・運営、必要資機材、人材等に関する協定

5.1.2 締結中の協定の整理

対象地域においては、災害廃棄物処理に係る協定は締結されていない。

あらかじめ協定を締結し、協定をもとに、平時より具体的な検討を進め訓練等を実施し、災害発生に備えることが考えられる。